

に附し売却してゐる。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

此の外、尙ほ郵便局の取扱ひにかゝる郵便貯金、郵便為替及び振替貯金、簡易保険等の金融に関するもの
あれど、此等は本史交通編の通信機関「郵便電信」の部を参照せられたし、又無盡に關するもあれど追て記
載する事としやう。

第六編 教育

第一章 佐賀文教の起り

第一節 佐賀に於ける文教

我が佐賀に於ける文教の起りは、遠く八百八十餘年の昔、久寿年中、龍造寺の祖先藤原季慶（季喜也）が佐
嘉来住の頃に溯るであらう、其の頃は戦国乱世の時代にして、或は馬上槊を横へて詩歌を吟詠した風流武將
もあつたであらうが、今はソレ等の文献の徴すべきものなきを遺憾とする、其のころ鍋島直茂の壁書は、蓋
し教育思想として残る最も古きものではあるまいか。

徳川幕府の朱子学

学者の群起

乱世時代に至りては都鄙を問はず、東西を論ぜず、文教著しく衰へ此地方西辺の僻地はまた別しての事であつた、徳川時代、太平の世となつて文教漸く起り、我が佐賀の地亦貧富の別なく教育を受くるを得ることゝなつたのは洵に太平の賜である。

徳川幕府の官学は朱子学を以て第一とし、全国亦之に倣ふ方策を採つた為か、我が佐嘉藩に於ても朱子学の教育が行はれてゐた、而して江戸参勤の制度は交通機關を促し、延て江戸の文化を全国に普及せしむる機会を作つた、元和エン、武以来、天下平らかに治まり、文学芸術漸次興隆し、彼の元祿時代を中心として大に学者の群起を催し、我が佐嘉藩でも寛文年間石田一鼎が武士の規範を示すあり、元祿七年には武富成亮が大財村に聖堂を建るあり、佐嘉の僻地に啾唔の声を聞くに至つたのは、前記交通機關の發達と、朱子学奨励の幕府の政策に基因したるものと云はねばなるまい。

更に明治以後に及んでは学制、学令の頒布等あり、西洋文明の輸入など益々奎運の隆昌を見るに至つたことは世間既に知れるところである。

第二節 鍋島直茂の壁書

直茂の壁書は佐賀固有の学問か

佐嘉藩祖鍋島直茂の壁書二十一ヶ条は、佐嘉固有の学問として、また此の時代の教育思想として、江戸臭味なき学問と云ふべきであらう、蓋し直茂は元和四年に長逝されたから、壁書は必ず其の以前に記されたに違ひない、サレバ此の壁書が江戸の影響を受たる文学でなく佐賀固有の学問たるは明らかである（佐賀教育五十年史五）

佐賀文教の起り

いま之を左に記さう、釈義は元祿五年願溪法師の筆に成る所であると伝へらるゝが、其の要を摘載して紹介する。(葉隠記載) (五一—四)

直茂公壁書二十一箇條

一、利発は分別の花、花咲き実らざる類多し

釋、時運の盛衰は人君の心による、上行ひ、下之に做ふこと影響かげひびきよりも速かなり、利發りはつは氣質の敏便なるを云ふ、分別ぶんべつは智徳を指す、人に天性の智徳あるは道を知て我を離れしめんが爲なり、根本智は木の根の如く、後得智は花の如し、其役儀を調ふるは實の熟するが如し、我が爲に智を用ゆる時は利發の花ばかりで國家を治むる實はみならず、此の類の人、世に多くなるは上たる人の我樂を求むる徴なり。

二、諸芸は独り達し難し、分別を加へざる時は却て身の難となる事多分。

釋、國家の用ゆるは皆諸藝なり、氣質才幹なる者は諸藝の上手となる故我に優れる者なしと自慢するなり、自慢の心は則ち身を亡ぼす、智徳の分別ある者は諸藝上手になりても之を表に出さず御用の時ばかり出すなり、人の藝を取立て御用に立るたつちは侍の藝なり、藝を我に用ゆれば則ち災難さいなんとなる、諺にも「万能一心」といへり。

三、己下の心を能く計り、其旨を以て上に至て校くらべ量り候はゞ逃はつれありがたく候。

釋、人々の心は天地の心なり、然るに我心を執着する故、上下の思はく相違するなり、人々天より興へられたる曲尺あり、此の曲尺を以て下に當れば上に到ての仕様顯る、上に當れば下に到ての仕様顯はる、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の真中に天地の身を立て十方に尺を當る時、道、その中に行けるゝなり、是れ規矩の道なり。

四、憲法は下輩の批判、道理の外に理あり。

釋、憲法とは世の鏡なり「あきらかなるのり」と讀む、諺に曰く「理を押す法はあれども、法を押す理はなし」

假令ばひうちいし燧石を打て火を出し、火口に付け、其用を達するは法なり、石の内に火あるけ理なり、政に私なきを憲法はくちといふ、政をする人も愚賢偏頗なく理非を糺すをよき仕置しそぎとす、憲法を以て理非を糺す批判は、下輩の民を導かんが爲なり、上たる人、是に至極とすれば人罰を受く、道理の外を以て下を助け、上に奉するを仁心と云ふ。

五、下輩の言葉は助けて聞け、金は土中にあること分明。

釋、訟を開て理非を裁斷するは下輩に非を知らせて向後の締りを仕置するなり、人情は先聞せんぶんに偏するものなり、内縁を以て聞くべからず、縁に便する訟は必ず非あり、下輩は上に押されて其の言葉正しからず、理も非に言ひ掠めらるゝこと多し、沙すなをゆりて金を作るが如し、下に理を付けて詮議すべし、金は誠の譬へなり、上たる人、道に志し給へば自ら誠が下に通して漸々に訟なくなるなり。

六、子孫の祈禱は、先祖の祭りなり。

釋、先祖は木の根なり、子孫は枝葉なり、根を疎かにして枝葉の盛ることある可らず、今時、先祖を祭るは儀式ばかりになり、祖父より先きは名も知らず、祭ることなければ、子孫衰微して斷滅するなり。

七、先祖の善悪は、子孫請け取り手次第。

釋、先祖の善を誇る心あらば、其の善却て惡となる、先祖の惡を口惜く思ふて、學問修業し、心を明むれば其の惡却て善となる、是れ子孫たる者の請け取り様に依るものなり。

八、信心は心の掃除、人の心を破らざる様に、祈禱は花の籬ぞ。

釋、當世の人、信心すれば何事も神佛の助け給ふに打任せ、今日の勤めを疎かにする者もあり、信心せざれば神佛もなきものに思ひなす者もあり、迷の塵を掃除するを信心と云ふ事と知るべし、人は神の物なり心の神を破る勿れ、神慮は正直を以て本とし、冥加は祈禱を以て先とす、是れ神託の旨にあらずや。

九、身上の届けは、升橋はし上る様に。

釋、我身は天地の身なり、天地の身に成て見れば天の仰付けあり、其仰付に任せて身を立つるを身上の屈と云ふ、天の仰付けを知らざる者は、主君の命を以て天命とすべし、此の身の物を調ふる功德に依て其位に進むものなれば第一の下段より段々に勤め上る時は諸人も其徳を信じ、國家の棟梁ともなるなり、升橋とけ梯子の事也。

十、人間の一生は若きに極る、一座の人にもあかれぬ様に。

釋、我に迷ふ故、命を惜み、先祖の遺骨を辱かしむ、若き内に死すべき時節に逢ふを幸ひと思へば、老て死せざるを恥さす、人間の交りは、わづかの年數なれば一座の人にもあかれざる様嗜むべきなり。

十一、理非を糺すものは、人罰に落るなり。

釋、身を立て名を揚げんと思ふて、人の理非を糺すものは、我を善きものとし、人を悪しき者と見る、是れ根本の取違ひなり、理非を糺して仕置する時け下に全き人なく、皆以て罪に行ける、天罰にあたるまでは遅し、早く人罰に落るなり是れ仁心なき故なり。

十二、大事の思案は輕くすべし。

釋、身を惜む故、大事に臨む時周章ふためくなり、是れ平日の修業の力なき故なり、我身は我身にあらずといふけ此節の爲なり、平素我身の迷ひを思ひ切て置けば、何の狼狽ることあらん、平日我儘の事なき様、少しの事にもヨク慎む時は大事の時輕かるべし、命を捨るより外はなきなり。

十三、諸事、人より先に計るべし。

釋、心を明かにするを第一先きにすべし、諸事に付て人より先に調ふるこそ段々あるべし、古人の曰く「一日の計は朝にあり、一年の計は春にあり、一生の計は若き時にあり」と、世の人は物事油断して行き當りて物を急ぐ故仕損ずること多し、諸事人より先へ調へ置き、今は人を先にして己れを後にするがよし。

十四、諸事、堪忍の專。

釋、人は忍なりとて堪忍する故、人々名く、堪忍せざれば人にあらず、堪忍するべき時は、天地神祇の守り給ふ

さ知りて、一座の交りにも我儘に致すべからず。

十五、物毎、書道逃れ候事。

釋、四書、五經の金言も文字の儘に心得る時は、はづれあり、書道と仰せあるは理學の事なり、儒釋の經典に載せたる事と雖も、天下國家の政に差し合ひたる事ならば用ゆべからず。

十六、籤占は運につき候間、差し立て用る候はゞ大に逃れあるべし。

釋、くじ、占ひは天道を貴ぶ指南なり疎かにすべからず、運命盡きたる時に至て、天道を貴びたりとて益あるべからず、惡事を仕出してより助け給へと頼むが如し、平生無事の時、難き義は天道に任せて、籤占ひを用ゆべし。

十七、万事しだるき事十に七。

釋、物を氣遣ひ過して、果敢行はざるを「しだるき」と云ふ、何事も過ぎて吉事なし、過ぎたるは及ばざるが如し、万事しだるきは、執着深きしるしなれば、多分惡しきと知るべきなり。

十八、軍は敵の案に入らざる様に覺悟すべし。

釋、我が爲にする軍は天罰を招く、天地之を惡むが故なり、天下國家の爲にする軍は、己む事を得ざる事なれば敵の案に入らざる良將とす、敵は我が爲にす、此方は我爲にあらず、是れ敵の案に入らざる本なり、敵の助かる様に計るは透間すきまなり、勝利を手柄にせんとする時は敵の案に入る。

十九、武刃は疎忽ぞ、不断あるべからず。

釋、己れに克つを文道とすし、敵に克つを武邊とす、前を思ひ後を量りては、武邊立ち難し、時に當て疎忽なるが武邊の面目なり、平日之を用ゆる時は身を亡ぼす媒となる、武邊を心に修めて、禮讓を専らにするを武士の作法とす。

二十、上下に依らず、一度身命を捨てざる者には不恥候。

釋、武士は命を惜むを第一の恥とす、我身は我身にあらず天地の身なれば日日に身を捨て、天命に任すれば死生に拘はる事なし、一度思ひ切て能く捨つれば万事輕くなつて天命を樂しむ、是れ太守君の恥させ給ふ人なり、上として我なければ國民治まり、下として我なければ御用に立つ。

廿一、人は下程、骨折り候事能く知るべし。

釋、此條を見れば太守君の金言は皆上の爲めに戒めさせ給ふ、自ら誓めて家中の諸士を同じ心には是を守らしめ玉へり、誠に天地の心なり、理を以て論すれば天命に上下の分あり、上たる人には心を勞せしめ、下たる者には身を勞せしむ、下ほど骨折るを事を知て、上程心遣をなさるゝ故、上下和順して民の父母せならせ給ふ。

第二章 聖廟と教育

第一節 大財村の聖廟

佐賀白山町に武富威亮といふ人があつた、通称を市郎右衛門といひ号を廉斎といつた、幼時より儒学に熱心で且つ親に事へて至孝であつた、京都の中村惕斎の門に学び、また諫早慶巖寺の僧に就て筑紫筆をも學ぶ、歸國後、大財村(今の大財町)に家塾を開く、元祿三年(紀元二三三〇年)威亮は大財村に聖廟を建て祭祀の礼を修めんとし、其聴許を藩主光茂(二代)に請ひしに、当時その例なきを以て幕府に之を伺ふた所、幕府は其翌年即ち元祿四年に江戸昌平坂に、聖廟(大成殿)を建てたる後、同五年これを聴許したので直に工を起し、元祿七年落成し、孔子、顔子、曾子の三像を安置した、其講堂を鳶魚斎といひ、家塾を依仁亭と名け、卿大夫、士庶人に經伝を



譚じた。

元祿九年十二月二十六日聖堂境
内四反六畝五歩の地に租税免除の
大判物を下され、藩主吉茂(四)の時、
宝正徳二年(紀元二三)初めて萩榮を
林仰付けられ、第六代の藩主宗教は
聖境内の掃除料として三人扶持を附
碑るなど、歴代藩主の教学奨励に依
り益々發展するに至り、また佐嘉
藩に音楽の詳かなるに至りしは、
実に成亮に始まると云ふ。

今その跡を訪へば靈龜の棹石を負ふありて、棹石の正面には「大宝聖林碑」と篆額し碑文を彫刻しめるも所々雨蝕して読み難く、碑の裏面にも「万古長春」と篆額せる碑文あるも、之亦正面の文字同様読み難し、皆な成亮の筆であると云ふ、棹石の丈は十尺許り、靈龜の長さ五尺斗りあり、蓋し中華より文化を負ふて靈龜が此地に来たといふ寓意を現はせるものと云ふ、此碑を西に距ること数十間にして素朴なる成亮の墓石あり、春風秋雨二百五十年、今は叢間の一碑石ながら、昔の盛況を偲ぶに足るであらう。

第二節 佐嘉鬼丸の聖堂

鍋島綱茂の篤学

佐嘉藩第二代の藩主鍋島光茂、城内に聖堂を建て春秋二季に釈菜を奉行した事あり、其後第三代の藩主鍋島綱茂は、將軍徳川綱吉の面前に於て輪講せし程の篤学者で、益々斯道を奨励し、林家の門人平本權之進智雄、長森伝次郎敬一を扶持し、宍松元林の子文四郎を士籍に取立てた程の人で、市内鬼丸の西部、現今の佐賀高等学校(佐賀大學)の敷地を為せる一帯の地に「観願荘」と名けし別荘を営み、遠景近望の閑清地である茲に聖堂を建て、佐嘉藩学の学園として、人材養成の機関として、また風俗改善の発源地として、文教の興隆を計つたのであつた。

二ノ丸の聖堂を
鬼丸に移す

鬼丸聖堂の初秋
菜



鬼丸聖堂の天縱殿の額

綱茂の時代はまた一面、武富成亮の私費建堂などのことありて、学問漸次隆盛に赴き、城内二ノ丸の聖堂は諸人の参拝に便ならずとの故を以て、元祿十三年十一月二十七日、これを城外鬼丸の西御座敷(前記佐賀高)に移したのであつたが、次で吉茂(第四代藩主)の時に及び、宝永四年宍松元林を江戸に遣はし、林家に就て釈菜の式典講習を受け、帰藩後、聖堂心遣、人才取立の役を命ぜられ、宝永五年八月四日鬼丸聖堂に於て初めて釈菜を行ひ、爾後毎年春秋二季に祭典を続行した。



山本常朝先生垂訓碑

それより以来、第十代鍋島直正(開叟公)の天保年間、弘道館内に聖堂建築の議あり、鬼丸聖堂も腐朽に傾けるを以て、弘化三年三月二十九日これを解き崩し弘道館に移し、春秋の枳菜及び藏書等繪て同館に於て処理せしむる事となつた。

第三章 葉 隱

第一節 葉 隱 の 由 來

葉隱は別名を「肥前論語」または「鍋島論語」と称え、郷土佐賀の精神教育、特種修養書として伝へられ、二百餘年来佐賀藩に於ける武士道の經典となり、今尚ほ郷土人士の間に誦唱せられ、修養の目標となつてゐるが、最近では日本全国に於て有識者に其研究を為す者が多い。

葉隱は佐喜藩祖鍋島直茂の壁書二十一箇条を基礎とした石田一鼎の説に依り、山本常朝

が更に強く藩風を加味して、江戸風を排斥したる教訓である。

佐嘉藩第二代の藩主鍋島光茂に近侍して其の寵遇を受けてゐた山本神右衛門常朝は、元祿十三年五月光茂の逝去に当り、殉死せんとせるも、藩制厳かに殉死を禁ぜられてゐるので、詮方なく致仕落飾して佐賀郡金立村の黒土原に草庵を結びて遁世し、只管ら諷詠自適してゐたが、当時佐嘉藩の佑筆などを勤めてゐた田代又左衛門陳基は其の風を慕ひ、宝永七年の春(紀元二三)初めて黒土原に、山本常朝の草庵を叩き、常朝居士に面会し得たる嬉しさを陳べて

白雲やたゞ今花にたづねあひ

期醉(田代陳基)

と吟じたれば、常朝も亦これに對して

憂き世から何里あらふか山桜

古丸(山本常朝)

宝永七年より享保元年に至る七ヶ年の講述

と應酬して城下から、遠方此の山里を訪問せし喜びを陳べ、互に心境を語り、道を談じた、斯くすること宝永七年(紀元二三)三月五日より、享保元年(紀元二三)九月十日に至るまで、七年の長きに亘り、常朝は佐嘉藩伝統の武士道を語ることに懇切にして、陳基また其の聴取せるところを熱心に筆記し、その記録山積せるを整理して十一巻に分て編輯し、之を「葉隱集」と名けたのである、その「葉隱」と名けたるは「山家集」に

葉隱れに散りと、まれる花のみそ

忍ひし人にあふこゝちする

とある歌意を取りて、名声を求めず、利慾に馳せず、専ら修養を積み、靜かに時の至るを待つ義なるかとも謂ひまた葉隱の「白雲や……」「憂き世から……」の句意を採りて命名したるものかとも謂はれてゐる。(葉隱れ卷頭の葉隱解題)

葉隱の名の出点

第二節 三氏の略歴

「葉隱」の源を為せるものは石田一鼎にして、之を談にしたるは山本常朝、又之を筆にせるは田代陳基である、即ち一鼎ありて常朝の人格を成し、常朝の思想を陳基が筆記して葉隱の完成を見たのであるから、此の三人は葉隱に就て、忘るゝ事の出来ない人物である、依て茲に三氏の略伝を摘みて記さう。

石田一鼎 名は宣之、通称は安左衛門、一鼎、願溪、または下田処士と号す、寛文六年(紀元二二二)を以て生る、儒仏の諸書を涉獵す、藩主(第二代)の近侍であつたが、其の意に觸れて、松浦郡山代郷に流謫された、後、免されて佐賀郡松梅村の下田しもたに居る、大に武士道を講ず、四方来り学ぶもの多し、曾て藩侯の面前に於て大学を講義する時、「与ヨリ三ミ其有ラン聚歎之臣ニ寧有レ盜臣ニ」の一節に至り、殊更ら顔色を正して「此処にも賄賂を取る者あり、相良某即ち其人である」と一喝したと云ふ、剛直にして奇骨ある侍であつたが、元祿六年歿した、享年六十五であつた、大正四年十一月、大正天皇御即位式の際、正五位を追贈せられた。

山本常朝 通称は神右衛門、旭山と号す、常朝は其名である、万治二年(紀元二二三)佐賀片田江に生る、石田一鼎の門に学びて其の薫陶を受け学識ともに高し、また歌を西三条大納言実教に学び歌人としての誉れ高く、古丸と号して居た、其の歳暮の歌に

松風の吹にまかせて来し方の

夢もさめ行く年の暮れかな

一鼎の剛直

常朝は歌人の誉も高し

後ち一鼎の説を敷衍して、大に武士道を鼓吹したが、享保四年十月十日歿した、年六十一、市内八戸町の龍雲寺に葬る。

田代陳基 延宝六年を以て生る、父は田代小左衛門宗修と云ふ、陳基、通称を又左衛門、陳基はその名にして期醉と号してゐた、元祿九年、年十九にして佐嘉藩の佑筆を勤む、山本常朝を初めて其の草庵に訪ひしは、宝永七年三月五日、年三十三の時にして爾來度を重ね聴くが儘に筆を取り、享保元年九月十日脱稿した、陳基は葉隱の巻頭に

「この始終十一巻は追て火中すべし、世上の批評、諸士の邪正、推量、風俗等にて只自分の後学に覚え居られ候を（常朝が記憶してゐた事と云ふの意ならん）咄しの儘に書附け候へば、他見の末は、意根悪事にも可成候間、堅く火中仕るべしと、返すく申候也」

との一文を附記したが、此書が「肥前論語」または「鍋島論語」などの名称を得て、佐賀武士道の典經として伝へられようとは、田代陳基の豫期せなかつた所であらう、寛延元年七月、享年七十一歳を以て歿した。

第三節 葉隱の内容

葉隱の内容は佐嘉一流の武士道を説き、その他名士の言行、教訓を收め、山本常朝が学問より得たる確実なる抱負である。

徳川氏が天下を統一し、鎮国政策を行ひ、小天地に偷安して惰気を醸成し、江戸の士風が只に浮華を競ひ、林家の儒学が徒に宋人の餘瀝を嘗むるを目して、常朝は「上方者流」と嘲り北条流の軍法や柳生の劍術など

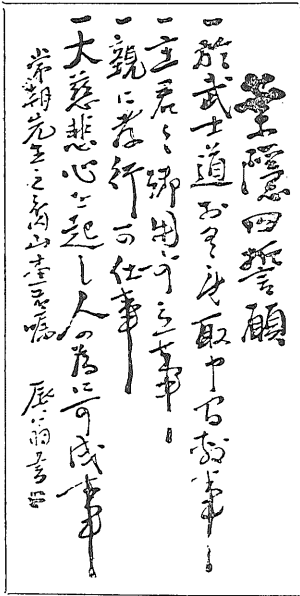
葉隱の四誓願

葉隱全巻の概要

を「兵家者流」罵り、佐嘉藩士が動もすれば、此の大勢に染まんとするを痛憤し、自藩の志向を捨て、他所の仏を尊信するものと為し、釈迦も、孔子も、楠木も、信玄も（之は北條流の軍法を指したものだ云ふ）、当鍋島家の家風に協はずと断言してゐる。

實力は同化より来る、外来の文物の華を取り之を同化する事が肝要である、常朝は当時の通弊が此の工夫を缺ぎ、世間の流行に徒に追隨するを慨して之に反抗し、凡そ修業は大高慢でなければ駄目だ、ソレには自分一流の誓願が必要だとして左の誓願を起てた。

- 一、武士道に於て、後れ取り申す間敷事
- 一、主君の御用に立つべき事
- 一、親に孝行仕るべき事
- 一、大慈悲心を起し人の為になるべき事



葉隱四誓願書

これが葉隱の四誓願で、また葉隱の心髓である、此の四誓願を以て神仏に念じてそして御国に盡すといふのであるが、此の四誓願は之を煎じ詰むれば「報恩」の意義をも示現するであらうと

葉隱は釈迦、孔子の教へを鍋島の家風に改造した武士道の鍛錬で、外教を同化せしめて自

家のものとしたのであると謂はれ、尙ほ葉隠には勇氣、元氣を奨励し、武士の身嗜み、躰け方などをも説てある。

いま葉隠十一巻の書を一々記載せんは煩くもあり、紙数の許さざるもあれば、同書各巻頭に記せる大要を左に借載しやう。

第一巻 此の一卷は漫草、夜陰の閑談、及び教訓百九十六節を収録せるが、漫草は之を序文とも見るべく、夜陰の閑談は葉隠の緒論たり綱領たるべく、教訓は士たる者の日夕服膺すべき教訓の事項をもしたのである。

第二巻 本巻收むる所は士人の教訓に資すべき事項百三十九節である。

第三巻 本巻には、主として直茂の言行を輯め、代々の聞書きに無き事柄にて凡そ五十六節、外に直茂公聞書より、四十五節を取出し補遺とする。

第四巻 は八十一節にして勝茂、忠直の言行、及び年譜になきものを輯む。

第五巻 此の巻は光茂、綱茂、了闕、矩方の言行、聞書、総て百十一節を輯む。

第六巻 本巻は百八十九節にして、総て御国古来の事跡、古事來歴若くば古人の言行等を収録せり。

第七巻 本巻の記するところは総て五十三節、武勇奉公、御国の諸士の褒貶毀誉に関する事を録せり。

第八巻 此の巻、第七巻と同じく、御国諸士の褒貶にして、輯むるところ八十六節。

第九巻 此の巻も亦、第七、第八の巻と同じく御国の諸士の褒貶にして輯むるところは四十一節とす。

第十巻 本巻百六十一節、他藩士の言行、事蹟等を輯む、所謂他山の石、以て砥礪するに資せるもの乎。

第十一巻 此の巻には、前十巻の内に載せざること、其の外、取り集め記し、総て百六十八節とす。

即ち合計一千二百八十節を、十一巻の書に收め、其の編輯に七ヶ年の星霜を経たる佐嘉武士道の典経で、藩士の間に推奨せられ、藩政時代は説くに及ばず、近く日清、日露の兩戦役、及び今回の大東亞戦争に於ても、

本県出征將士に依て、葉隠精神は常に發揮せられつゝある所である、最近日本的に葉隠研究の聲を聞くも、亦宜なる事ではあるまいか。

第四章 弘道館

第一節 歴代藩主の奨學

佐賀に於ける儒学は、関尚樸に依て其萌芽を發したものと謂ふを得やう。尚樸は通称を与右衛門、名は定賢、字は正伯、尚樸は其号である、深く漢学に通じ、武富成亮(廉齋)なども、初め彼れに師事したと謂ふことである。

尚樸は佐嘉藩士で、後に小城藩の附臣となり、元祿五年(紀元二二二)四月三十日を以て逝去した、当時武富廉齋(成亮)は江戸の碩儒中村惕斎の門に学び、業を終へて国に帰り、彼の大財聖堂を建てた年で、此の時は既に尚樸は小城の附臣となつて、佐嘉藩の儒学は廉齋などに依て興隆の域に進み、藩主も亦學問を奨励してゐたのであつた。



鬼丸聖堂安置サレタル聖像

徳川幕府が朱子学を以て主学とし、之を奨励したので、我が佐嘉藩にも朱子学の教育が行はれてゐたのである、歴代の藩主も大に学問を奨励し、光茂(二代藩主)は元祿中、城内に聖堂を設け、綱茂(三代)は其の聖堂を鬼丸に移して庶人の詣拜に便にする等、その外、吉茂(四代)宗茂(五代)何れも学問を奨励せられたが、世は元祿、華奢の風を受け、太平の夢に酔ひ、忠信の大義も、孝悌の大道も將に地に墜ちんとしてゐた。

宗茂より重茂(七代)を経て治茂(八代)に至り、士道頹敗し聖道興らざるを慨し、決然起て斯道を興隆し、斯民を華奢遊惰より救ふの大任を自ら負ひ、その根本策として採用さるゝに至つたのが学問の奨励で、治茂は明和八年十月朔日、文武興隆に付き親族家老の多久美作べい一の書面を交附した。

治茂は其の後も屢々学問奨励の訓令を發したが、現在の聖堂の儘では、到底藩士進学の実を挙げ難しとなし、儒臣古賀精里をして新に弘道館を創建せしむる事となつた、是れ實に天明元年(紀元二四〇一年)のことであつた。

第二節 弘道館創設事情

佐賀藩第八代の藩主鍋島治茂の時代は、封建積習の餘勢を受け、高祿の武士は徒に尊大にして驕奢を事とし、薄祿の侍は空しく米櫃の究乏を嘆き、農工商亦貧困に墮して其の危急を訴へ、惹いては幕府に対する不平は勤王論となり、加ふるに北方の辺疆をもまた氣遣はるゝもの無きにあらず、憂国の士の安如として、日を送るの時ではなかつた。

治茂賢明の資を以て我が藩治に当り、天下の形勢を達観して、藩士が空しく家祿に衣食し無学無識にして

為すあるに足らず、「葉隠」の偏狭なる思想は、時勢の變に処する所以にあらざるを察し、高邁なる識見を以て新人物を養成し、内は藩民の危急を救ひ、外は長崎防備の大責任を完ふせんとの大願を發し、茲に治茂は決然として起ち、弘道館の創設を為すに至つた、而して弘道館の教育方針は、祖先以来の鍋島藩風の実際的
思想に基くと共に、広く眼を國家の大局に注ぎ、且つ新らしく対外的關係に直面せる事情に即應して、新時代に適する新人物の養成を主眼とするに在りて、之が統一的指導の任に當る者は古賀精里で、治茂の侍講である石井鶴山も亦その助教として弘道館の生徒の教導に當らしめた。

第三節 弘道館建設

藩主治茂が天明元年(紀元二四四一年)古賀精里をして新に弘道館を創設せしめた趣旨は、前節所記の通りであるが、其の位置は佐嘉の城北大手口(市内松原通り)に法華宗寺院本行寺といふがあつた、それを他に移し、其の跡地一千九百坪に建設されて之を藩学校となし、内生寮(寄宿所)、孤充局(年長者の通學所)、蒙養舎(通學所少年の)を設け、また館内に武技閱覽所をも設け、治茂自ら筆を取りて「弘道館記」を草した、其の文、熱誠金玉の大文字であると云はれた、其の教科書は

一、小学 大学 論語 孟子 中庸 詩經 書經 易經
これを小学日上生(通學生)の素読とし順序の通り之を授く。

一、礼記 国語 左伝等を初め、和漢の歴史

これを独読と称した(独読とは師に就かず独りで読むの意であらう)

一、小学 孟子 論語 大学 歴史

右講義済みの者（講義を聴き得て終了の者か）を出精昇達と云ふ。

一、詩経 書経 中書 易経 歴史

右講義済みの者を独看とし、易経は独看上達の後に、之を講義する事となつてゐた。

而して入学生は日に、月に多く、館内に收容しきれぬ程となつたので、天明年間、片田江堅小路に「少年通学所」を新設し、「修業館」と名けて授業を開始した、初めは石井鶴山の家塾の姿で生徒を教へてゐたが、蒙養舎同様の学校となし、又寛政元年（紀元二四四九年）五月には弘道館東隣の屋敷を館の境内となし、こゝに少年通学所を増築して「九思堂」と称し、教職の内一人居住してゐた、初めは古賀精里の家塾の姿にて生徒を取立てたるを、これ亦蒙養舎同様の学校とした。

第四節 弘道館の教則

佐嘉藩文教に其の根強き根底を為した弘道館の教則を窺ふに、其の使用語等、今日より見て難解の文字ある如くなるも、大要を左に紹介する、而して創設者たる古賀精里は、寛政九年（紀元二四四七年）徴せられて幕府の儒官となり弘道館は石丸礼介代て教鞭を執つてゐた。

弘道館の教則

教科書 前節既に之を記す。

教師 素説は指南役、執法之を授く、講義は教授、助教授これ司る、但し小学より

論語までは指南役之を司るを得。

修学館と九思堂
を増築

課業時間 (時刻は現今の時刻に改め記す、以下同じ)

朝 午前六時より同八時まで、書芸

晝 午前十時より午後二時まで、授業会業

晩 午後二時より同四時まで、温故看書

右は天明元年弘道館創立以来の定めである、天保十一年九月左の通り改めらる。

朝 午前六時より同八時まで

晝 午前九時より正午まで

晩 午後一時より同五時まで

夜 午後六時より同十時まで、但し夜学は孤充局出席に限る。

學科

和学 兵学 天保十一年改築以来、別局を建て和学寮、兵学寮と云つた。

漢学 筆道 習礼 算術 各師家の自宅に於て稽古した。

槍術 柔術 天保十一年改築以来、表長屋百間の内に区劃を立て、一流の道場を設けて稽古をなした。

弓術 各師家の自宅に於て稽古した、尤も万延元年、総鉄砲、軍制となつたので、自然に稽古衰微した。

馬術 城内の馬屋に於て稽古した、尤も式日を立て、館内の馬場にても稽古した。

炮術 各師家の自宅に於て稽古したが、弘化元年火術方建設せられ、西洋流の操練法始められし以来、

炮術の師家を一同に打寄せとなつた。

水練 海上及び大河にて式日を立て、稽古す。

蘭学 天保十一年改築以来、別局を建て蘭学寮と云ふたが、後ち医学館に移された。

安政元年七月洋学は、火術研究の筋にも成ることゝて、火術方に移されたが、文久元年八月再

び弘道館に復帰した。

職名及び職員數

学館頭人 一人または二人、親族(藩主の親族か)の内より之を勤む。

学館相談 一人、参政の内より兼任す。

教授 一人、此職に任ずる者は、番頭はんかしら或は番頭格となる。

助教 一人、此職に任ずる者は、手明鎗頭てんめいやり或は手明鎗頭格となる。

教諭 五人、此職に任ずる者は、足輕頭あしかろ又は足輕頭格となる。

学館目附 二人、此職は元目附より兼任のところ、嘉永三年別段役局を建て定役となつた、此役も足輕頭あしかろまたは足輕頭格となる。

都檢 都檢とは現今の舎監の如き役である。

指南役 十人、指南役とは教師のことである。

書記、司庫、監厨、將命 時に依りて人員に増減があつた、監厨とは賄方を監督し、將命とは伝命を掌る、

今日の小使の如きもの。

門番 將命の兼任。

而して生徒の概數は天保十一年以来のもの、内生寮寄宿の生徒凡そ二百人、拡充局通学の生徒凡そ二百人、外生寮通学の生徒凡そ六百人と記されてあるが、学館の經費は天明元年創建の時は現米百五十石のもの、天明五年三月稽古人増加せしに付二百二十石となり、次で天保三年十月には百七十石に減ぜられたが、同六年二百四十石とり、同十一年改築以来は一千石となり、七百六十石と云ふ突飛的な増加を見たのである。

第五節 齊直時代の弘道館

古賀穀堂を教授
に任ず

文化二年(紀元二四
六五年)正月治茂既に逝去し、翌三年三月嗣子齊直封を襲き、威儀を盛んにして入国した、十一月朔日古賀太郎右衛門(精里の子
二十九歳)を弘道館の教授に任じた、太郎右衛門とは古賀穀堂の事である、当時館の学风は矢張り旺盛ではあつたが、多くは十五歳以下の少年で、年、長ずれば廢学するもの漸次その数を増し来る有様であつた、穀堂之を遺憾とし、其の抱負と見識とを以て藩公に対し「学制管見」てふ書附けを上り、齊直は亦士風作興に關する訓示を出した事があつた。

英艦の暴状

当時内憂外患頻りに臻り、文化元年(紀元二四
六四年)露国の軍艦長崎に現はれ、同四年蝦夷に來り、乱暴狼籍を極め、幕府は露艦撃攘の命を發した程であつた、殊に我佐嘉藩は長崎防備の大任あり、伊王島、高島等に石火矢を備へ、又兵を増派するなど、大に警戒に努めつゝあつたが、文化五年(紀元二四
六八年)八月十五日、英国の軍艦、突然長崎に入港し來り、同国の水師提督ドルリーは端艇三隻を港内乗入れ、和蘭軍艦の潜伏を探したる事件があつた、(當時英國と和
爾とは戦争中)、而も我藩の番兵は急遽の際として茫然為す所を知らなかつた、英艦の此の暴状に對し、齊直は長崎番所の守り失ひたる千葉、蒲原兩人に死を賜ふたが、齊直も亦幕府の老中牧野備前守に喚出され、長崎の守りを失ひたるは、不調法として逼塞仰付けられた、逼塞とは徳川時代、武士に科せる刑罰で、門を閉ぢて白晝の出入を禁じた、閉門よりは軽く云ふのである、此の逼塞は佐嘉藩の上下をして大に憂鬱愁然たらしめ、実に火の消へたる思ひあらしめたのである。

佐嘉藩の窮状

且つ齊直は江戸驕奢の風を受け、三十餘人の子女を生ましめた程の榮華の人で、我佐嘉藩亦この潮流に染

み、浮華驕溢に流れ、一般士民の貧困亦その極に達し、加ふるに長崎に於ける露艦の到来、英艦の狼籍などより莫大なる費用を要して直に歳計の窮乏を來たし、若し一步を誤れば藩の破産を生ぜんとする悲境に沈淪し、今や佐嘉藩は国帑空乏して他藩の侮りをさへ受けるに至つた。

之を救ふの道は唯弘道館の有力者を登庸し、藩政を根本的に改革するより外に道なしとし、先づ弘道館出身者たる長尾矢治馬(東郭)、大塚文七郎(桂山)、実松新助等を重職に抜擢し、中村成一(嘉田)を微賤より起用して手明鎗とし、国学指南として弘道館に補缺就任せしめ、穀堂を召して講釈を命じ、御側侍中にも聴講せしめて學問を奨励したが、家中はたゞ華奢を競ふの有様で、而も學館の経費は痛く削減されて前代の半額以下となり、雨漏さへ十分の修理が出来ぬ有様であつた。

齊直が學館奨励の事に就て、久米邦武博士は大要下の様に陳べてゐる、当時の學問はたゞ文學だけで、莫大の費用を要することは無いのである、書物にしても大抵四書に小学、内外篇、左国史漢ぐらいで、此等は祖父、父、子と相伝へ得るもので特別に買ふに及ばず、其の他は唐詩選や三体詩または作詩の書ぐらいなれば、左程の費用を要せず、尤も武道の軍法故実、武家故実、田園、勸農、民政等の書は専門的の伝書として秘蔵せらるゝから、篤志家に借覽して筆写研究に資してゐたので、経費は其の半を減せらるゝも、左程の事ではないとそは兎も角も齊直は幾度となく文武奨励の命を發したが、殆ど空文に歸したので、文政十年(紀元二四)三月更に敵命を發し、法度、利害の点より督励した、此の方法は意外の好果を來し、豫想以上の成績を得て、諸流武芸者の数激増し、天保元年、直正が入部の年の調査によれば二千六百六十人の多き上つたとの事であるが、此の奨励法は直正の治世にも、一層激励せられて後年の大進歩を見るに至つた。

弘道館出身者の
登庸

久米博士の學館
費削減談

法度、利害の点
より督励の法を
定む

第六節 士風刷新

直正の入部

佐嘉藩困憊の裡に第十代の藩主となつた鍋島直正は、天保元年(紀元二四九〇年)三月二十八日入部として佐嘉城に入り、五月二日弘道館に臨んだ、是より先き其の臨座たる循誘堂または其他をも、必ずしも修繕を要せずと訓令して資臨し、就学者には陪臣に至るまで悉く謁を賜ひ、中村助教(嘉田)の講義を聴き、六芸の演習を覽、学館頭人、助教、教諭以下にかみしも袴を、指南役及び優秀生に唐筆二函づゝを恩賜あり、是より毎月一回必ず学館に臨んで文武の諸芸を見、その外兩三回は必ず会読(御會読も云ふ)せらるゝを常とした。

十月助教中村嘉田卒した、十二月井内南涯助教となる、翌年正月吉村教諭(平祐)と共に城中に於て講義すべく内命があつた。

士風刷新の曙光

直正はまた古賀穀堂を重用し佐嘉藩救治の根本義として

計ラレ入ヲ制レ出ルヲする事

窮民を憐れむ事

学事を奨励する事

の三大策を行ふ事とし、天保五年には試験制度を定めて文武兩道を励まし、市中、鄉村にも教導所を設置し、歩卒以下の教育をも盛んならしめ、為に士風刷新の曙光が見ゆるに至つた。

天保七年九月二十四日古賀穀堂長逝した、時に年五十九、穀堂は天下の大儒であつた、直正に侍すること十ケ年、輔導の大任を全ふした、今や庶政漸く其の緒に就き、是より大に為すあらんとする時、天、寿を假さ

古賀穀堂逝く

弘道館

ざりしは惜しい事であつた。

天保八年三月九日直正は、鍋島主水もんずい以下の大組頭を大溜間おうたまりのまに召し、宗室そうしつ以下に文武の奨励を為すの演説を為した、同年秋、草場瑳助（佩）を教諭に任じた。

穀堂の弟、侗菴どうあんは江戸にありて泰西の知識に眼を注ぎ、陰に、陽に佐嘉學風に開展を促し、我藩をして時勢の進運に後れざるを得せしめ、直正また穀堂の薰陶を受け、江戸に在りては侗菴を招き、之を師としてゐた、直正初め朱子學を奉じて、藩内の政治にも、範を之に取りしも漸次範圍を拡大して陽明學、考証學をも敢て阻止せざる特種の學風を草創し、西洋文明を卒先輸入せし所以のもの、素より直正聰明の為すところと雖も、侗菴の活眼また与つて力ありと云はれてゐる。

第五章 弘道館の擴張

第一節 新設の弘道館

弘道館を松原に移す

佐賀の藩齋弘道館は、日本三弘道館の一と称へられ、初め天明元年藩主鍋島治茂、市内松原に建築し、敷地約千九百坪を劃して、其の中に内生寮、政充局、養養舎を建て、又館内に時々武技を閱覽する座所を設け、当時古賀精里をして之を司らしめた、其の後入學生の數益々多く、直正の時代に至り、天保十年（紀元二四）これを北堀端に移すこと、した。

従前に数倍する
弘道館

弘道館を文武の
会式所とす

新築弘道館の開
校式か

松原川の清流を北に隔て、東西四丁、南北三十餘間の森林(肥前國誌には五千四百坪)があつた、其土地は高低を為して低所には水が溜り深泥をなしてゐた、之を麦田堀と称へてゐたが、直正はその麦田堀の南なる北堀端に所在の數軒の星敷を取扱はしめ、大規模の弘道館を建設せん為め、城内三ノ丸に、齊正が黄檗宗の為に建てたる大堂を正門の前に移して大講堂となし、其の東に諸局を建て、続いて内生寮、外生寮を建て、道路に沿ふた長屋には劍、槍及び柔道の武芸場を設け、麦田堀に沿へる空地を整地して調馬所と爲し、文武の学芸所を一緒に集めて弘道館を従前の数倍大に造営した。

此の造営は天保十一年夏至つて竣工したが、講堂は其の高さ三丈の巨大な柱を立て、五間に二十間の大広間には二間の縁側えんがはを設け、其のそばに二間餘の土間を置き、大広間を以て平時家中の人々の聴講所とし、直正の臨場は謁見所に充て、また生徒の大会も此処に於て催し、土間は演武の用に供して、凡ての会式を此処にて行ふ事となした。

第二節 他藩の遊學生

天保十一年(紀元二五〇〇年)六月二十三日、直正は格式を備へて新築の弘道館に臨場した、即ち開校式を行ふ日であらう、此日、一門国老の就學者を始め、教職より生徒に至るまで謁を賜ひ、学事奨励に関する書附けを執政鍋島安房に下された、そして家中年齢の者は殆ど弘道館に、住居同様に寄宿せしめ学芸を励まされた、従て教員、書生の數亦大に増加したので、天保十二年直正は、地米一千石を以て学館の費用を整へしむる事とした。

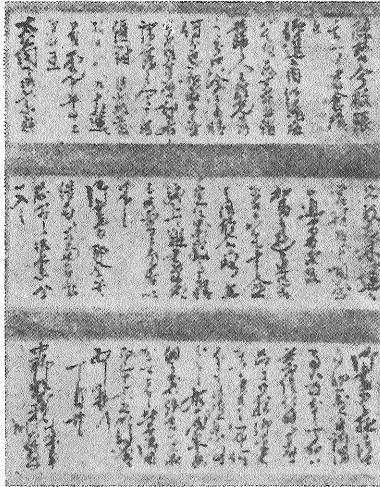
佐嘉の学風

佐嘉の学風は、古賀精里の朱子学系統に加ふるに井内南涯、永山二水などの主張に依りて王陽明学を兼ねたる如き学風を生じ、江戸の明善堂(古賀精里之を建つ)に於てもまた穀堂、伺菴が教鞭を執ると共に、陽明学を兼ねたる佐藤一斎が屢々藩邸に招かれて講義を為し、従てこれ亦朱王兼学の風を生じた。

他藩の遊学生

斯ふして佐嘉藩の盛名は諸藩に響き、有名なる学者の来遊するもの漸次多きを加へ、久留米より佐田修平、芸州より頼立斎、豊後の竹田藩主中川修理太夫の養子久照など、踵を次で来佐した、是れ他藩学生の来学した初めで、ソハ実に天保十四年の事であつた。

岩倉具視子弟を佐嘉に托す



岩倉と
大、
公藤
倉江
の、
子弟
の、
遊手
学簡

降て維新の当時(明治元年)には、我が弘道館より副島種臣、大隈重信、江藤新平、大木喬任などが徴士となりて朝廷に出て機務に参与したが、其の経綸抱負に於て深き修養あり、当時「学問教育は佐嘉を第一とす」との定評があつた、右大臣岩倉具視も深く之を激賞し、鍋島直正うたいんに対して「我に四人の子あり、孰れも学齢に相当すれば、東北平定せば、日本第一の称ある貴藩の学館に教育を托せん」と語りたる事があつたと、程経て岩倉の長子具定は

弟八千丸と京都を出発、他の二公子も直に佐嘉に来るべ

き通知があつた、佐嘉の当局は狼狽して、弘道館の現状いま貴公子を迎ふるに忍びずとなし、直正に請ふて御側頭張おそばかしら玄一を東上せしめ、江瀬新平及び大木民平(任)に抛て、公子の来佐見合はせを請はんとしたが、江藤、

穀堂、蘭学の必要を論ず

医学校を八幡小路に設く

大木は却て之を歓迎する方宜しからうとの書翰を、藩の中野数馬に送つた、一方、具定、具経(八千丸の二公子は従者二人を随へ、既に佐嘉に着して高木町願正寺に投宿したが、翌十月には養子具綱、南岩倉具儀の二人も亦従者を随へて来て、笈を卸して滞留就学したと云ふ。)

第三節 蘭學寮の起り

文化の初年に古賀穀堂は藩主齊直たてまつに対して上つた学政管見の中に「蘭学は和蘭のみの学にあらず、世界の事を窮むるなり、西洋諸国は天文、地理、器物、外科等、唐土より精しきは諸人の知るところにて、制度も面白く、経済の助けになるなり、肥筑両藩は、長崎に万国の抑へをなせば蘭学なくてはならず、異国の様子は大概なりとも知り居たし、他より蠻学の事を尋ねられ、一人も知れるものなきは缺点なり、長崎も近ければ誰ぞ伎倆の者を選びて稽古に遣はさるべし」と陳べて、我藩に蘭学知識の必要缺くべからざる所以を論じたるは尤な事である。

是より先き我国にも蘭文の翻訳書出で、西洋文明を説くものがあつたが、鎖国の夢は尙ほ未だ醒めざるものあり、穀堂早くも蘭学の必要を説き、齊直をして西辺の一角に、世界知識の通路を開かしめんとしたるも、時未だ至らず、直正に及んで漸くそれが実現するに至つたのである。

直正は嘉永四年(紀元二二五一年)三月、文武課業法の制定と同時に、医師相統米の事を実施し、同時に医学校を八幡小路に起し、其の長屋に蘭学寮を設けた、当時の職員としては

弘道館の擴張

教導 大庭 雪齋 指南役 澁谷 良次
 掛合 永松 玄洋 同 富田 魯齋
 等であつた、斯くて蘭学が奨励されたが、氣運は未だ熟せず、学ぶ者は甚だ少かつた。

第四節 中折に蘭學寮を設く

医師と蘭学

嘉永四年八幡小路に蘭学寮を設けて之を奨励したが、氣運未だ熟せざるものあり、蘭学は初め西洋医術研究の必要より奨励されたのであつて、同医術に依り名を挙げた伊東玄朴や、大石良英等は無論蘭学者であつた、そこで医術と蘭学とは分離し難きものと認められ、藩は嘉永四年医学の教授と、蘭学の稽古とを大石良英の宅に開始した。

火術方に就て 蘭書研究

西洋専修学校の 初め

然るに世界の氣勢と長崎の防備とは、藩の陸海軍にも大改革を促すに至り、其の改革の基礎を西洋科学に置かねばならぬ様になり、斯くて安政元年(紀元二五
一四年)嘉は火術方の頭人鍋島忠摩に、新砲術一式の相伝を命じ、蘭書翻譯局を前記の蘭学寮に合一し火術方に於て専ら蘭書を研究する事となつた、そして銃砲術専修者中より、蘭学寮に寄宿勉学すべきを命じ、場所を隔離するは不便であるとし、蘭学寮を中折なかまをりの調練場に引直して、工事に着手せしめた、之が佐賀に於ける西洋専修学校の初めであるといふ。

第五節 蘭學から英學に

初めての西洋行
き

万延元年(紀元二五〇年)幕府は条約批准交換の爲め、米國差遣の軍艦ボーハタン号にて、外國奉行新見豊前守、村垣淡路守を使節として米國ワシントンに赴かしめた、此の時我が佐嘉藩からも使節随員として火術方より本島喜太郎、島内榮之助、蘭学寮より小出千之助、小城の綾部新五郎等が随ひ行くこととなつた、そして此の機會を利用して使節海路の護衛と、外國航路の端かん爲め、幕府が和蘭より購入したる軍艦威臨丸を纏して、軍艦奉行木村撰津守を艦長として、米國サンフランシスコに渡港せしむるに決した、威臨丸には我藩の汚島藤之助や福谷啓吉なども乗込んだが、是が西洋渡行の初めであつた。

英語を解せず不
便甚だし

恣て一行は其の使命を果し、六月末に横浜に帰着した、彼等は多くは蘭学者にして其の中に英語を解するものは、たゞ通弁役の中浜万次郎ぐらいで、彼国サンフランシスコに於て、造船または修繕等に質問を試み、銃砲術、政治、經濟等の治安施設、または市中の見聞もなしたが英語を解せざるを以て、頗ぶる不便、不自由を感じ、彼等は西洋知識の關鍵が英語にあることを知り、蘭語の如きは殆ど死語に齊しきを痛感し、我藩の外國語も英語に一転せねばならぬことを熟らゝ感ずるに至つた。

英語研究に乗出
す

長崎の致遠館

是に於て文久元年(紀元二五一年)汚島藤之助、中牟田倉之助、石丸虎五郎に英語稽古を命ぜられ、彼等は長崎に赴き、通詞三島末太郎に就て之を学んだ、当時ハンデルベルの英蘭対訳書、ホーイベルフの英蘭対訳書、和蘭字彙三種の書を購入した、小出千之助は大隈八太郎(重信)等と共に、蘭学寮の指南役であつたが、長崎五島町の深堀邸に、佐賀の英語学生のために教場と寄宿舎とを設け、フルベツキを請じて英語講義を始めた、これ元治元年の事で、長崎の致遠館とは是れである、フルベツキは米國人で神学、法学、政治、經濟の諸学に通じた博士で、元治元年八月、米國領事フレンチと共に佐嘉に來たことがある、また小出等は直正(なほま)の侍従千住、

時勢は刻々に進
む

増田等に劬告し、長崎より英蘭対訳字書などを購入して、生徒の英学講習に便ならしめた。時勢は刻々に進み、直正が蘭語により西洋文明の長を採らんとした時代は、既に過去に属して今は、英語に依る政治経済の新人物を、要求する時代となつた。

第六節 寺小屋教育

学問は僧侶独占
にあらず

佐賀の学問は弘道館の創立に依つて其の根底を堅めたといふてよからふ、曾て学問が僧侶の独占時代の実情に在りしを、普遍的に藩士に賦与して、武士も武的一辺の鍛錬では未だ全人格を為すに足らずとの信念を起さしめ、漸次道学的文学の興隆を見るに至り、智識学問なきの士は藩主を扶翼して政治を行ふ能力なしとの感念を懐かしめ、大に学問を奨励して人物を得、天下の雄藩として、皇国の重鎮たらんことを期したのである。

学問普及の主義

是に於てか、歴代の藩主は大に学問を奨め、常に文学奨励の訓示を出さざるはなく、シカモ雷に士のみならず、郷内、山内、津内、町家の一般、百姓、町人に至るまで、学問して忠孝仁義の道を弁へ、政道を翼賛せしむべき要素を作らしめた、是れまた学問を以て藩士の占有物視するを罷め、一般庶民にも普及せしむるが爲にして、直正はこの主義をます／＼明らかにした。

教導新設立

天保十年(紀元二四九九)には佐嘉岸川町に学校を建て、教導所と称し、専ら庶民子弟の学問所とした、また市内の諸所にも家塾ありて、幼年のものは大抵こゝにて読み、書き、算用などを学んでゐた、総じて旧藩時代には、町家の子弟は多くは寺小屋(寺子)に通ふて、学問や、習字を修めてゐたのである。

此の寺小屋は諸所にあつたが、佐嘉では八幡小路の豆腐町にゐた今泉弥太夫と云ふ人、多くの町家の子弟を教育してゐた、読書は大抵「商売往来」ぐらいまで、外には珠算、習字といふ風で、女の子供には今泉の妻が習字や、女大学、百人一首などを教へてゐたと云ふ、また石長寺小路の相原丈之進と云ふ人は、千蔭流の能書家で、此処にも良家の子女が手習ひに通ふもあり、または取手本とて手本を書いて貰らい、家庭で習ふものもあつた、その他町家の子弟は各所の寺小屋式の私塾に於て勉強してゐた、斯ふして明治の初年に及びて、同五年学制の頒布を見るに至つた。

第六章 過渡期の教育

第一節 光岡塾と木原塾

天明元年藩主鍋島治茂、初めて弘道館を建て、藩費と爲し、同直正(閑叟)之を拡張して益々學問奨励を爲し、佐嘉の弘道館は日本三弘道館の一として、其の名聲を挙ぐるに至つたが、明治二年六月十七日朝廷は、薩長土肥以下各藩の版籍奉還を聴許せられたれば、藩費として天明以来九十餘年、學生を養成して来た歴史を残し弘道館も、明治四年の秋頃(月日未詳)廢止せらるゝ事となつた、尤も明治二年六月二十六日、一度廢止となつた様だが、翌三年三月再興して、明治四年愈々廢校された(明治四年七月十四日廢藩置縣を公布さる)、其の後直ぐに新に中学校と云ふ名で建設された。

此の時代、佐嘉に於ける過渡期の教育機関としては、木原義四郎隆忠と、満岡允成との兩私塾があつて、弘

九十餘年の歴史
を残し弘道館廢
止さる

満岡塾

道館の教育形体をとどめたが、兩塾の学生の風尚は自然と異なる所があつた。

満岡塾は安政年間に創設され、明治四年二月佐賀郡本庄村へ移転し、同十一年十一月塾主満岡允成が死去するに及んで閉鎖した、其の間およそ二十餘年、教養の生徒約八百餘名に及び、他府県より来学せる者も多く、學則は弘道館のソレに準拠し、四書五經の素読より講義に進み、歴史の質問、詩文の作成添削等をも為してゐた。

木原塾

木原塾は其の創始明治四年にして、塾主木原隆忠の經營する所である、其の學は經世濟民に在りて、所謂腐儒の風に泥む事なく、門人の多くは憂國慨世の徒にして、書を講ずると云ふよりも、寧ろ政治結社の風を為したり、佐賀の乱にも卒先して憂國党に加盟し、また一方に政治の改革にも其の歩を進めてゐたが、木原が死亡したのは明治十二年であつた。

第二節 戊寅義學と榮陽義學

戊寅義學

佐賀の有志、家永恭種はその同志徳久恒範、村地正治、古賀良三等と共に松風社を設け、家永は推されて社長となり、専ら法理を研究し、また兼て代言(後の辯護士)事務に従事してゐたが、家永は佐賀に文學の風衰退せるを慨して、明治十一年十月松風社の組織を改めて、戊寅義學と為し和漢學、數學、法律學、經濟學等の諸学科を設けて、盛んに人才を教養した、其の校則の如きは散逸して不明なるも、當時の松風社員中より、之が枢軸となりて教授の任に当れるは、家永恭種、武富時敏、樽井藤吉、野中義昌などであつた。

此の時勢の子弟は、多くは旧學より新學間に奔る時勢で、戊寅義學の門を叩く青年頗ぶる多く、彼の江藤

新作、加藤十四郎、的野半助、伊丹弥太郎等は皆この戊寅義学の出身者である。

また彼の満岡塾の門人等も、明治十一年塾主満岡允成の病歿後は、此の戊寅義学に趨くもの多かつたが、同十二年木原隆忠の歿後、其の徒弟は「為仁学舎」なるものを建て、修学せるも、其の為すところ、其の思ふところの如くならず、兎角経堂面白からざるものありて、遂に戊寅義学と協議を纏め、両者合併して明治十三年六月、新たに榮陽義学を創設した、校則等は知ることを得ないが、無論、法律、経済等の諸学を加味した新学問なるべく、斯くして佐賀の一角に孤壘を守つてゐた朱子学は、遂に其後を絶つに至り、新学は漸次其の勢ひを振ふ様になつてきた。

第三節 變則中學校

明治四年佐賀藩費弘道館が廃止せられ、間もなく新に中學校と云ふ名で、學校が設けられた、此の中學校は初等、二等の二階級に別れてゐた、初等科では小学を教へ、二等科では大学を教へ、其の外は自由に歴史などの研究をさせてゐた、そして此の中學校は同年(明治)七、八月頃まで繼續して同十月頃には變則中學校の名で更に中學校が興された。

此の變則中學校は初級甲、初級乙、初級丙一級、二級に區別され、初級甲は通鑑つがんを読み、初級乙は綱鑑易知録を読み、初級丙は綱鑑を讀んでゐた、教師は大、中、小の資格を定め

大教諭	原田敬太郎	中教諭	満岡勇之助	小教諭	中岡 廉助
小教諭	原田 元照	小教諭	古賀亮九郎		

などで、此の外に寮監といふがあつた、之にも大、中、小の別ありて

大寮監 横尾 純喬

中寮監 花房 重治

中寮監 森 武蔵

小寮監 横山 勲藏

授業生 相良 享

等の人々であつた。

寄宿舎の食料と油

当時寄宿舎の食料は、生徒が嫡男であれば一ヶ月に米二斗、次男ならば一斗にして、行燈用として一日に油四勺と燈心一把づゝ学校から渡る、そこで机の置き方を、二人向ひ合ひに坐するやうにし、夜となれば二人の中央に行燈を置き、油皿の前後に燈心を立て、火を点ず、結り一夜に油八勺、燈心二把が使はるゝ訳である。

寄宿舎の副食物

寄宿舎の副食物は朝は漬物、晝は豆腐か昆蕪、時々は煎り塩ばかりで辛棒せねばならぬ、併し後に中学校(正式の中學校か)となつてからは、夜食にも漬物が添ふようになつた、弘道館時代の寄宿舎は実に乱暴な賂ひ振り、それが変則中学校、中学校となるに連れ漸次改善されたと云ふ。

因に寮内に於ては「寮内三日、縁側三十日、廊下二ヶ月」と云ふ詩吟の法則があつた、それは新入後、三日経過せざれば寮内で詩を吟する事は出来ぬ、縁側での高吟は三十日、廊下では二ヶ月を経過せねば許されぬのである、若し新入生が許されぬ期間に於て禁せられたる場所で放吟でもしたら、直に咎められて叩き伏せられ、命からんくな憂目に逢ふのであつた。

第四節 一郡一中學校

一郡一中学校

明治四年文部省が初めて創設せられ、佐賀の先進大木喬任が文部卿となるや、翌五年四月従来の教育法を改善し、且つ教育の普及を計らん為め学制を發布した、以来中学校設立の要求を促し、明治十五、六年に至りては其の勢ひ澎湃たるものありて、各郡に一中学校の制を現はし、本県に於ても、左の八中学校の設立を見た。

轟木(基肄、養父、三根の三郡) 神埼(神埼郡) 佐賀(佐賀郡) 小城(小城郡)

唐津(東松浦郡) 有田(西松浦郡) 武雄(杵島郡) 鹿島(藤津郡)

右の内、基肄、養父、三根の三郡は、小郡なるを以て三郡で轟木に一中学校を興した、其他は皆一郡で一校と云ふのである、然るに此の多数の中学校は、当時の経済的生活に合致せざるものありて、大抵は一、二ヶ年にして閉鎖して了つたのである、其の内佐賀、唐津、鹿島の各中学校は何れも藩学の後を承け、漸次現今の中学校に発展したもので、たゞ小城中学校は現在の小城中学校とは全く絶縁した中学校である。

佐賀中学校は藩費弘道館の当時、内生寮、外生寮の両部ありて、内生寮は今日の中学生と見るを得べく、外生寮は小学生と見ることが出来やう、今の佐賀中学校は此の内生寮の後を承け、明治九年一月佐賀斐則中学校といふ名称で、市内北堀端の弘道館跡に設立された、校長は牟田玄之助であつたが、当時は明治七年の佐賀の乱後で、人心尙ほ治まらず、教授設備その他に於ても未だ完備せなかつたのは亦免れ得ない所であつたらう。

第七章 學制と教育令

學制を發布

明治五年「學制」を發布して教育制度の大本を定め、我國教育史上のエポックを劃したが、其の骨子は主として欧米の教育制度を模倣し、規模徒らに廣大にして、而も劃一に過るの嫌ひがあつたので、当時の国力、民情、文化の程度では、到底これを咀嚼することが出来ず、また實際運用に當つても弊害や障害があり、當局者をして困惑せしむるものあり、是に於て學制改革の聲は中央、地方を問はず全国に起つた、政府も之に顧みて明治十二年九月太政官布告を以て、「教育令」を發布し「學制」を廢止する事とした。

教育令を發布

教育令改正

「教育令」は小学校、中学校、高等学校、師範学校、専門学校、其他各種の学校に対する、根本法令にして學制の如く強制主義にあらず、従来の学区制度を廢して「小学校は六歳より十四歳まで八ヶ年を學齡とし、學齡期間は少くも十六ヶ月は普通教育を受けることを得」となつてゐるから、十六ヶ月間の教育を受けさえすれば、父母や後見人の責任は解除せらるゝことゝなつた、併し教育は著しく衰退の徴候が現はれて來た、既にして明治十三年十二月再び此の教育令を改正し、公、私立学校の存廢を取締り、就學督責を嚴にし、小学校の學期及び授業の日數並に時間に関する規定を設け、義務教育の實績を善ることに努め、明治十四年五月小学教則大綱の制定を初め、續いて中学校、師範学校の教則大綱を發布すると共に、医学校、藥学校、商業学校其他の各通則を實施して、其の改善を圖つた。

第八章 佐賀縣師範學校

第一節 創設時代

師範校設立

本県師範學校の
初め

明治五年四月文部省は従来の教育法の改善と、教育の普及を計らん為め、同五月新たに學校を起し、これを師範學校と稱へて、其の規則及び創立の趣旨を各府県に示達した、是れ師範學校の設立さるゝ創めである。

本県は其の當時、長崎県に屬してゐたので、本校を長崎に置き、佐賀、唐津、鹿島に教員伝習所を設けてゐたが、同十年之を廢して佐賀に合併して佐賀師範學校となり、間もなく長崎県師範學校に合し、明治十六年佐賀県再興せらるゝに及び、翌十七年七月本校を設くる事となり、長崎県で養成されてゐた本校生徒三十八名は、其の委託を解きて帰県した、校舎は市内北堀端(現在市役所々在地)なる旧県庁舎跡を分割して假校舎となし、七月一日開校し初めて佐賀県師範學校と稱した、是が本校の創立である。

收容生徒は曩に長崎県に委託養成してゐた生徒の外に、九月三日入学試験に合格した給費生三十八名、自費生十八名であつた、入学生には高等科、中等科の別があつたが、これは文部省頒布の師範學校教則に依るもので、中等科は修業年限二ヶ年とし、教科目は

修身、読書、習字、算術、幾何、簿記、地理、歴史、物理、化学、博物、生理、教育学、學校管理法、実地教授、唱歌、体操等

であつた、其の卒業生は小学中等、初等の教員免許状を授与せらるゝのである、また高等科は修業年限を四ヶ年とし、教科目は

前記の中等教科目に加ふるに、代数、経済、本邦法令及び心理学を以てし、其の卒業生は、小学高等科の教員たる免許状を授与せらるゝのである。

第二節 佐賀縣尋常師範學校

佐賀縣尋常師範
學校
舍監を置く

明治十九年四月、新に師範學校令が發布された、此の發令に依て本県師範學校も、校名を「佐賀縣尋常師範學校」と改め、同時に學校長、教頭、教諭、幹事、助教諭、教諭試補、助教諭試補、及び訓導を置くことゝなつた、そして佐賀始審裁判所の新築移転に依り、その跡を譲受けて、校務所、教場、寄宿舎及び食堂等を整へ、七月十四日新校舍に移転し、こゝに始めて師範學校たる体裁を備ふるに至つた、同年新に唱歌、農業、手工及び兵式体操を学科に加へ、二十年には機械体操をも加設さるゝに至つた、従来の寄宿舎は幹事に於て専ら事務を整理しゐたるを、同年九月新に舍監を置いて寄宿舎を監督せしむる事となつた。

同年(明治二十)一月、文部大臣森有礼は、曩に發布せし師範學校令実施後の教育状況視察の爲め、長崎県を経て本県に來り、本校の各教室、寄宿舎、其他全般の状況を親しく視察し、生徒の活氣あり規律あるを稱讚したる後、市内の中等學校生徒一同を本校の体操場に集め、左の訓示的演説を爲した。

由来本県は明君閑叟公、深く學業を奨励し、幾多の人傑を出し、維新の大業を翼賛せられたことは、他県

森文部大臣の巡
視

九州第一の稱

女教員養成所

人の齊しく羨望するところである、今や親しく此地に臨みて實地に之を視察し、且つ諸君が此等人士の遺風を受け、一向に學業に励み、其の規律あり、其の威重ある氣質の現はれたるを知り、本大臣の大に喜ぶところにして、訓練の行き届きたる、九州第一と称するも過言にあらず云々

明治廿一年三月初めて女教員養成所を設置し、女生徒二十名を募集した、次で二十三年二月本科女子部を設置せられた、既にして二十六年三月勅令に依りて師範学校規則改正せられ、男女生徒の学科目に改正を加へ、また学年度を四月一日より翌年三月三十一日までとし、更に学年の学期を一、二、三学期に分ち、尙ほ尋常師範校の教育要旨十ヶ条を示された。

明治二十五年九月、初めて小学校教員養成の目的を以て、小学校教員講習科を開設し、修業期間を三ヶ月としたが、二十九年二月講習規程を改正して修業年限を一ヶ年とし、尋常小学校本科正教員養成を目的とした。

第三節 佐賀縣師範學校

佐賀縣師範學校

明治三十一年四月一日、前年公布せられたる勅令「師範教育令」に基き、校名を「佐賀縣師範學校」と改め「尋常」の二字が削られた、そして同年九月には佐賀縣令を以て本校規則を改正して生徒の定員を二百五十名とし、之を男女兩部に分ち、従来男生を第一種（私費）第二種（公費）に分ちしを、全部同一種に改め且つ男生の雜費支給を廢止することとした。

校族制定

是より先き明治二十年、鍋島直大侯下県の際、本校職員、生徒神埼町に出席へ、同三十四年同侯展墓の為

に下県の際も、職員、生徒佐賀駅に出迎へたが、侯爵は数日の後、学校に臨みて一同に対し、多額の菓子料を下賜されたるを、学校では永久に之を記念すべく協議の結果校旗を制定する事とした、校旗は紫縮緬地に、中央に果に於て制定した小学校教員の徽章に象れる星章と「師」の字を表はしたるもので、明治三十七年二月十一日の紀元節を卜し、校旗制定式を行ひ、平生は校長室に藏め、三大節、記念日、奉迎送、卒業式または之に準ずる日に持出すこととした。

明治三十二年以来、屢々小学校教員講習科規程を改正実施せるが、同三十七年二月、日露の大戦勃発し、一般公費の緊縮を議決した結果、同講習科も其年限り之を廢止した。

第四節 現校舍に移轉

現校舍

明治三十九年四月、本県の主催で佐賀市に開催された、九州沖繩八県聯合共進会の閉会后その建物を本校に引継ぐこととなつてゐた、其の位置は市内赤松町の旧佐嘉城三ノ丸跡で、坪数一万五千二百二十五坪餘、建物は平家建三十六棟にして其の建築費十一万四千八百四十四円二十六錢六厘を要した建物である、本校は其の移讓に依り、共進会閉会后、学校としての設備工事を施し、旧校舍(城内の本丸跡)の建物材料多少を加へて新校舍を完成し、本校の風姿茲に一新して、同年十一月十七日男子部教場及び事務所を新校舍に移し、十九日より男子部並に講習科の授業を開始し、十二月一日女子部教室を移して、同三日より授業を始めた、また寄宿舎は明治四十年二月十一日、男女両寄宿舎とも新校舍に移した。

学則の改正

明治四十一年三月三十日、本校学則を改正(明治四十年二月文部省令に基き)し本校生を本科、豫科、講習科の三とし、更に本

三十九年十一月
現校舍に移轉

科を分ちて第一部、第二部とし、講習科を分ちて甲種、乙種及び臨時の三種とした、而して本科第一部は従来の通り本科生徒、本科第二部は文部省の認定せる中学校、高等女学校の卒業生を一年間入学せしむるもので、豫科は本科第一部入学の豫備教育を施し、(修業年限一年)甲種講習科は尋常本科正教員の養成、乙種講習科は尋常小学準教員を養成し、臨時講習科は、尋常小学教員の免状を有する者に、必要ある学力補充を為すもので臨時に之を開設する事とした、その後大正九年十二月学則の一部を改正して、自今本県に原籍を有せざる者も、入学を許可する事となつた。

因に本校生徒の服装は、従来ジャケツ型、ホック詰めであつたのを、ボタン詰めとし、帽子は従来の独逸型を仏蘭西型と改めたが、大正十年四月二十六日県訓令を以て、服制を改正せられ、袖章、襟章の制式を同年九月八日許可せられた。

第五節 校長と施設

本県師範学校は、明治十七年七月一日の創立であるが、其の当時第一代の校長として任命されたるは原口元照にして、以下左の通り任命を見てゐるのである。

第一代	原口 元照	第二代	花房 重治	第三代	小宮山弘道
第四代	川島 純幹	第五代	久保田貞則	第六代	須田辰次郎
第七代	滝沢菊太郎	第八代	江尻 庸一	第九代	川島庄一郎
第十代	森山辰之助	第十一代	太田 秀穂	第十二代	副島 松一

昭和十四年の生徒数

第十三代 張 二男松 第十四代 守内喜一郎 第十五代 山下 直平
 第十六代 副島 松一 第十七代 林 礼二郎

即ち現代、林校長まで十七代の校長を送迎し、職員の数は初め十三名であつたが、現在では三十九名に達し、昭和十四年の生徒総数及び卒業生の数は左の通りである。

昭和十四年生徒数及び卒業生数

生徒総数	卒業生数
本科第一部	二〇五人
本科第二部	一一七
専攻科	二九
計	三五二
	二九人
	三四
	三〇
	九三

学校の施設

尙ほ山下校長時代に、校舎の一部を新築し、プール及び郷土室の設置、佐賀県大観の編纂等あり、副島校長時代に附属小学校に神宮奉拝殿を新設し、また林校長時代に自炊制度の確立、附属小学校の給食、工作動力設備、小城郡南山村抽木に植林(五町歩)等を為した。

第九章 女子師範學校

第一節 女教員養成所

女教員養成所設
置

民家を寄宿舎に
借用

本科女子部を設
く

寄宿舎を移す

本県に初めて女教員養成所を創設されたのは、明治二十一年三月にして、其の時女生徒二十名を募集した、勿論本県師範学校の事業にしてその修業年限を二ケ年とし、卒業後は尋常科小学校正教員の資格を与ふる規定である、然るに本校狹隘の故を以て、その寄宿舎は別に市内水ヶ江町十間端に一民家を借受け、此処より通学せしむることゝした、寄宿舎に於ては生徒の家事練習の爲め炊事を管理せしめ、また舎内の起居動作など凡て一定の規律を守らしめ、外出時間の如き、日曜、祭日、其他の公休暇の外、月、火、金の各曜日は授業後、夕食時間までと制限されてゐた。

既にして明治二十三年二月、女教員養成所を廃し、本科女子部を設けて修業年限を三ケ年とするや、女教員養成所の第二学年修業者を本科女子部の第三年に編入し、寄宿舎の生徒を三組に分けて編成した、是れ本校女子部の本科第一回の入学であつた、而して生徒には学問修業と共に、明治二十五年五月より、女子として必要なる礼法及び茶ノ湯の講習を為さしめ、また二十六年には琴の稽古をも始めたが、コハ翌年三月に至りて罷め、二十八年より養蚕を為し併せて製糸の途をも講ぜしめた。

第二節 女子師範學校

師範學校女子部の發達は、年々著しきものあり、明治二十二年より女子教生も出来、之が指導の爲め二十四年四月女訓導の任命を見るに至り、二十六年には佐賀中学校旧校舎中の三教室(旧城内本丸跡)が師範學校の所有となつたので、之を女子部の教室とし、本校舎との交通を便にする爲め、廊下を設けてゐた、次で従来民家を借りて女子部の寄宿舎に充當して居たるを、明治三十一年三月旧城本丸の大書院に移転した。

学科改正

是より先き明治二十六年三月、師範學校規則の改正に依り、本校女生徒には

修身、教育、国語、漢文、歴史、地理、理科、家事、図画、音楽、裁縫及び体操

を課する事となり、又学年度を改めて、毎年四月一日より翌年三月三十一日までを一学年とし、学年を一、二、三の三学期に分たれた、明治四十一年四月からは、佐賀婦人会附属幼稚園を代用附属幼稚園とし、女生徒の保育実習に資する事とした。

また明治四十四年女子本科第二部を増設した、斯て昭和三年二月十五日、佐賀市に佐賀県女子師範學校設置の認可あり、同年三月三十一日、佐賀県師範學校教諭西岡源七を同校長に補せらる、是れ恰も守内喜一郎の本県師範學校長時代にして、女子師範校は男子師範校の西側に、従来の女子部であつたのを、区劃分離して独立の一校を創成開校したのである、是に於て昭和七年四月一日、新に佐賀郡本庄尋常高等小學校を、附属小學校に代用して教生の実地練習に資する事とし今日に至つた。

尙ほ初代校長西岡源七は、昭和十年三月愛媛県女子師範學校長に転任し、其の後任には小城中學校長白井敏輔転任し来る、又女子師範附属校の初代主事は田中正明にして、第二代目（現主事）は泰博である、斯くて本校が師範學校より分離して独立するまでの間は、男女合併の本県師範學校を形成しゐたれば、其の経過や變遷の如きは、大抵男子師範校と同様であつた。

第三節 服装の變遷

女子師範學校がマダ女教員養成所と称してゐた頃には、登校にも、下校にも、外出にも、現今の如く洋装で

校長と主事

女子師範學校設置

衣服は着流し
髪は銀杏返し

色袴と束髪

はなかつた、洋装どころか袴さへ着用することなく、凡て広帯を締めて衣服は着流しのまゝであつた、只体操時間にのみ袴を着用せしめてゐたが、それも質素な縞地の袴を用いたのである、髪は初め束髪であつたが、明治二十七年三月より銀杏返へしの日本髪に改められた、されば此の時代の本校女学生は、一見普通良家の子女と異ならず、女学生たるの見栄は少しも無かつた、尤も当地方では其の頃高等女学校も其の他の女学校もなく、女学生の来往することも亦稀れであつた。

明治三十四年四月より外出にも袴を着用する事となつたが、世の一般女学生は此の時分色袴(蝦茶)を着用しゐたるも、本校女子部の学生のみは依然縞の袴を着用してゐたので、「女子部の縞袴」の名は、自然一つの歴史的風俗を以て見らるゝに至つた、然るに明治四十五年五月、大運動会の開催さるゝに当り、初めて従来の縞袴をお納戸色の括り袴として用いしより、其の後体操として之を用い、同時に色袴を用ゆることを許した、是れが師範女子部に於ける色袴使用の初めである、また頭髪は従来、日本型の結髪であつたが明治三十二年夏に至り、衆生徒の出願に依り夏季休暇中、束髪を許したるより、次第に一般に束髪を用ゆる事となつた。

其の後大正十年九月、師範学校男女生徒の服制規定が許可されたが、現今の洋服を着するに至つたことは昭和七年からの事である。

第四節 附屬小學校

勸興小学校を附
屬校に代用

附屬校設立

女子師範學校附屬小学校は、佐賀郡本庄小学校を以て代用とした事は、既に本章第二節に記したれば、之を略することゝするが、男子師範の附屬小学校は明治十七年本県師範學校創立の当時は、未だ附屬小学校の設けなく、翌十八年四月市内北堀端なる勸興小学校を以て附屬校に代用し、教生の実地授業練習に便した、同二十一年四月附屬校借用の約束を改め、勸興小学校の一部を専用する事となり、之で殆ど附屬小学校は独立の姿を為したが、二十二年十月旧城内の本校敷地に建設中の附屬校が落成したので、勸興校より分離し、同月十六日開校し、茲に初めて純然たる独立の附屬小学校が成立するに至つた、恁て明治三十七年五月小城郡三日月村字四条に分教場を置き、尋常一、二年の二部教授を開始した事もあつたが、翌々三十九年三月、二部教授を廢したので、四条分教場は閉鎖して了つた。

明治四十二年度以後、生徒の教育実習に従来の附屬校のみでは、指導上不便を感じるを以て、更に四十四年四月より、佐賀市赤松小学校を代用附屬校とし、大正三年四月、高等科に農業科を課し従来の手工科と其一を撰ばしめた。

附屬校主事としては明治十七年九月二十六日、神埼郡上等公立神埼小学校二等訓導の、井上斗四郎を本校一等助教諭に進め、附屬校幹事に補せられたが、明治二十年二月幹事制廢止せられ、明治二十五年四月一日教諭福原衡、附屬校主事を命ぜられ、爾後主事は校務を執る事となつた、創立以来の主事氏名左の如し。

第一代	福原 衡	第二代	北田 幸民	第三代	片岡 英義
第四代	鈴木直三郎	第五代	大戸 榮吉	第六代	砂崎 徳三
第七代	河瀬 良三	第八代	野口 信三	第九代	小平 高明

附屬校幹事と
主事

第十代	佐藤富三郎	第十一代	横尾 繁六	第十二代	福田 源藏
第十三代	牧 秀賢	第十四代	戸島 紀光	第十五代	林田 政徳

第十章 佐賀中學校

第一節 創設時代

県下に八中學校の有様

明治四年佐嘉藩校弘道館の廢止せらるゝや、間もなく一學校が中學校の名を以て創設された、此の學校は旧弘道館と何かの關係があつたか何うかは知らぬが、佐賀中學校は旧藩校の後を承け、変則中學校となる、當時県民の教育熱は政府の教育普及方針と相俟つて、各地に中學校の設立を見、明治十五、六年頃には既に各郡に一中學校制たる有様を呈して、県下に八中學校の建設を見るに至つた、サレド這は當時の經濟状態と合致せず、数年ならずして漸次閉校し、唯、佐賀中學校のみを存置するに至つた。

旧藩校弘道館の内生寮ないせりょうの後を承けた佐賀中學校は、明治九年一月佐賀変則中學校として、市内北堀端なる弘道館跡に設けられた、越て明治十一年変則中學校を廢して邦文部、英文部の中學校となり、茲に初めて文部省規定に準拠する學校となつたが、當時の生徒は変則中学の全部と、明治七年から開設された勸興小學校の上級生にして、変則中学から来たものは、年齢二十歳から三十歳前後の老書生もあり、勸興出の生徒は十五、六歳位で、其の不揃ひなこと頼しい、併し英文科が出来る頃には、此の老書生は大抵退學して僅に二三

佐賀変則中學校

佐賀中學校

教科書は損料付
で貸す

当時の学生風

人残つてゐたに過ぎなかつたと云ふ。

当時は損料を取つて学校から教科書も貸してゐた、其の損料は教科書の定価の百分の二であつた、ソレで三四分の教科書の損料が一年で僅かに六錢で済む訳である、月謝は一ヶ月二十五錢、而も貧窮届を出せば十五錢に減額されるのであるから、多くの生徒は其の父兄に秘して貧窮届を出してゐたものもあつたと。

長崎県立佐賀中學校(佐賀縣が長崎縣の管轄當時)と謂つた初期は、弘道館ないせいりやう内生寮の気分が残り、中学校は総て寄宿するものと心得、妾則中学出の者は勿論、勸興出の者も皆な寄宿する風があつた、当時生徒は寄宿舎にばかり引籠り、振氣篇などの詩吟のみしてゐた者が多く、起床時刻に少年組が騒ぎ出すと彼の青年組は「喧しい」と叱りながら、蒲団の中で「小使々々鐘を打を休めよ、千金換へ難し五更の眠り」など、口吟くちやまんでゐた。

少年組もまた彼等青年組を指して「凡骨ほんこつ々々」と呼んでゐた、而も少年組は此の凡骨組に教師に対する申告やら、菓子、饅頭の買物などにコキ使はれ、凡骨組は徒に先輩を振廻はすのであつた。

此等は先づ善き方で、時には学校の椅子、テーブルなどを破毀して焚火する、喧嘩が毎日一件は絶へずある、甚だしきは試験のとき奸曲を為す者あり、或は教師の机から試験問題を盗み出して密かに之を写し取る者もあつたが、之には流石に教師も生徒も同情する者なく、厳罰に処せられてゐた、斯かる状態で其の当時の生徒ときては、トテモ手も足も附けられぬ者がゐたと云ふ。

第二節 學校騒動勃發

乱暴な学生

本丸跡に移転

尋常中学校

学校騒動

明治十六年七月佐賀県復興せられ、佐賀中学校舎を旧庁舎に充てられたので、校舎は旧城内本丸跡に移つた、十七年七月県内の七中学校（藤木、神崎、小城、唐津、有田、武雄、鹿島中學）廢校となり、佐賀中学に合併して定員四百五十名と定め、また教則を改正して初等中学、高等中学の二と爲し、初等中学を八學級に分ち修業年限を二ケ年とし、高等中学を四學級として修業年限を二ケ年と定め、十九年九月に至り、佐賀県尋常中学校と改称した。

明治二十一年本校に学校騒動が勃発した、その首魁者は本校生円城寺清、川原鐵九郎などで、初め県学務課長花房某が原口校長の現職を奪ひ、之を千葉某に与へ、原口を平教員（ひらきよいん）に貶したので、生徒等これを快とせず、乃ち花房学務課長を其の居宅に訪ひ、膝詰して大々的に詰問を試み、課長は其の爲め翌日は缺勤するに至つた、生徒等は尙ほ總代を上京せしめて文部省及び大隈伯などを歴訪し、運動画策したが、在京先輩の訓諭説得するところとなりて遂に帰郷した、此の騒動は佐賀中学校、否な県下の学校騒動の最初で、世人の注目するところであつたが、県当局としては此の問題を、彼等生徒の云ふ如くせば学校は生徒に左右せらるゝの悪例を貼し、教権地に頑（か）ちて如何ともなし難しとて、強硬なる態度を執りて結局生徒十三名を退学処分（しんぶん）に附して落着を見た、初め生徒父兄も亦、生徒の主張を是なりと信じたものか、其の同盟休校を支持し経費、食糧をも給して持久の策を取らしめたと云ふ。

そして花房課長、千葉某等は如何なりしや不明なるが、此の時土地の人で本校教師たりしは横尾義勇、陣内利武、吉岡美穂、西村謙三、江頭幾三郎、鶴晴氣、野中義昌等の人々であつた、其の後、千葉、田所両校長を経て下条幸次郎校長に任命さるゝに至り、生徒も漸く落付き、校務も次第に改善して、校舎も現在の県庁裏に新築せらるゝの盛運に向かつた。

佐賀出身の佐中
教員

佐賀中學校

第三節 校舍新築と分校獨立

校舍新築

校舍火災

校舍再築

各分校獨立

明治二十六年七月、県庁裏手に地を相して校舍新築に着手した、その建築総坪一千二百二十三坪にして、明治二十八年四月竣成したので、城内本丸跡の旧校舍から之れに引き移つたが、偶々火災ありて同二十九年三月第一建物、及び生徒控所等四百四十六坪を烏有に歸した。

是に於て忽ち教室の不足を告げれば、復も同年五月旧本丸の旧校舍に、分教場を設けて授業を為すことゝした、恁て三十年五月火災後の復旧工事成り、再び此処に校舍を建築し、講堂は中央に巍然と聳ち、教室は其の左右に翼を列ねた様に建竝び、その外、生徒控所等新に復興されて頗ぶる壯觀である、此の新校舍は七月落成式を挙げ、兼て前学年(二十九年)の卒業式をも併せ行ひ同時に本丸跡の分教場は之を廢止せられた。

此の頃より校運隆々として興り、各地に分校を見る様になり、二十九年四月には鹿島及び唐津に分校を設置したが、三十一年四月鹿島分校を獨立せしめて、之を第二尋常中学校と稱し、同時に佐賀を第一尋常中学校と改稱した、次で三十二年四月中学令の學則改正に伴ふて「尋常」の二字を削除し単に中学校と稱ふる事となり、本校は第一中学校と稱したが、此の月に唐津分校を獨立せしめて第三中学校と呼ぶ事となした、また小城郡小城町に此の月より分校を創立し、その定員を三百名とした、既にして明治三十五年小城分校も亦獨立し、佐賀県立小城中学校と稱した。

創立記念日

大正八年に至り五月九日を以て本校の創立記念日と定め、毎年各種の催しを為し、その創立を記念する事

三養基中学設立

とした。

同年十月二十一日、三養基郡中原村に三養基分校設立の件を許可されたが、同九年四月より独立して三養基中学校と称する様になつた。

此の如く奎運隆昌にして各地に分校を設立しては之を独立せしめ、入学希望者も亦年々増加して常に募集人員の數倍に上り、之を養基の県下八中学校(佐賀は別)が、創立後間もなく悉く閉校したる當時に比し、実に雲泥の相違である、左りながら此の期間中にも学校騒動は依然断続して行はれ、教師要撃問題とか、川上の籠城事件とか、或は何々問題といつた風に、小紛争は度々あつたが、謂はゞ此等は校運進展の途上に於ける、摩擦的一些事と見る問題たるべきか。

第四節 佐中黄金時代

千住校長果斷

つ 学校騒動後を絶

大正二年九月千住武次郎校長となるや、其の着任匆々に、三教師の交送を断行して、徐々に学校革新の方策を立てた、同校長は佐賀の人にして本校の出身であるから、佐賀人の風習、学生の性癖等には深き諒解ありて、突然来任せる他府県の校長とは自ら其の選を異にし、且つ温良恭謙の人である、其の頃大正五年一月、不良学生の煽動に依りて又も学校騒動が勃発したが、其後は名物の一ツに数へられてゐた学校騒動も、全く後を断つに至つた、蓋し時勢の然らしむる所にも由る事であらうが、純潔な同校長の負ふところは、亦大なるものがあつたと思はるゝのである。

其の時代各学校とも運動熱盛んにして、佐賀中學校に於ても、蹴球を試むる外、競技部、徒歩部、水泳部等を新設し、野球部、庭球部も亦その陣容を新にし、また剣道、柔道部も従来副科としてゐたのを、県下に卒先して正課となし、大正十年から其の競技成績優良者には平素の得点を記し、五ヶ年間(學校終るまで)の成績に依り賞牌を授与する事とした。

本校の運動中、野球部は最も發達した、大正十年本県師範學校に対する雪辱戦を試みてより一躍して県下に覇を称へ、大正十一年、十二年、十三年に亘りては、九州中等學校野球大会に三度とも優勝旗を獲得し、九州を代表して大阪に於ける全国の健剛と覇を争ふに至つた、庭球も亦大正十一、十二の兩年とも、九州中等學校庭球大会に優勝旗を獲たが、本県から県外への出演を禁ぜられて、空しく脾肉の歎を懷いた。

此の如く、毎歳連続して野球、庭球の覇權を掌握するが如きは、運動史上実に稀に見るところにして、同校は大正十二年には右の外、更に佐賀県学生大会に於て柔道、野球、庭球等の優勝旗と全勝優勝旗とを得、茲暫くは佐中黄金時代であつた。

佐中黄金時代

野球は九州の覇者

佐中の育英会

第五節 育英會と服裝

大正四年本校創立四十年記念祝典が舉行せられたが、其の記念事業として奨學資金の計画に着手し、本校出身者、及び父兄等の出資贖金を仰ぎて金一万八百円を得、之を佐賀中學校育英會と称し、社団法人組織として學資の貸与、補習教育、學事体育等の奨励に充て、更に大正八年旧藩主及び県下有志の設立せる佐賀育英

和服に銃剣

服 ジャケット型の洋

会の補助と相俟つて、本校教育の進展に裨益する所が尠くなかつた。

本校は明治十七、八年の頃、初めて制帽が定められたが、何うした訳か生徒は其の帽子を冠ぶることを好まず、多くは之を手に握て歩いてゐた、また服装は和服に袴であつた、尤も行軍の時などは小隊長などの役に当る者には、学校から黒の小倉服を給せられてゐたが、行軍には都合がよいので軍服や其他の古洋服を着る様になつた、ソレにしても当初は、行軍の時でも和服に銃剣を帯びたりなどしてゐた。

其の後明治三十四年頃から、黒小倉の「ジャケット」型の洋服を一齊に着用してゐた、本校の生徒は以前から通学には下駄、学校では徒跣と云ふ風があつたのを、大正三年五月靴はを穿くと共に「ゲートル」を巻く事とし同九月の第二学期より之を実施した。

大正九年沢田知事の時、県下の男子中等学校の制服を更定し、従来の立襟は咽喉を締むるといふので外方そとがはに折り曲げる様にし、袖も、胴も水兵服型と為せるも、知事の転任後、生徒の要求や、洋服屋の手加減などより、何時となく立襟の普通型となり、大勢の向ふところ、当局も亦嚴重に取締らず其の儘に放任してゐたが、大正十四年から公然之を認むる事となり、大正十三年度から「ゲートル」着用は教練の時と、旅行の時とに限り、其他は着用するに及ばぬと云ふ事となつた。

第六節 歴 代 校 長

佐賀中学校が、藩学弘道館の後を承け、爾来今日に至るまでには、校運の消長も亦免かれざる所であるが、

常に県下中等教育の中樞となりて、斯界に寄与したことや、又その間幾多の人才を出して国家に貢献したことは決して尠くはない、いま初代の校長より、現代に至る歴代校長の氏名を並べれば左の通りである。

第一代	牟田玄之助	第二代	浦 鑿	第三代	原口 元照
第四代	渡並 竈	第五代	原口 元照	第六代	千葉 常男
第七代	田所 貢	第八代	下条幸次郎	第九代	垣内 正輔
第十代	清水 清吾	第十一代	三根四次郎	第十二代	鈴木泰太郎
第十三代	岩田 静夫	第十四代	千住武次郎	第十五代	青木 勳
第十六代	春日 重泰	第十七代	岡本 立彦	第十八代	石堂民二郎
第十九代	田村清三郎				

尙ほ青木校長時代、昭和六年九月一日に補習科を校内に設置し、また昭和九年九月十九日校舎の改築に着手したが、同十三年三月工事完成して、同十四年十一月二日校舎の改築落成式及び本校創立六十週年記念祝典を挙行した、因に昭和十四年の入学志望者は四百六名で、その内入学を許可された者は二百五十二名、また同年の卒業生は百六十六名を算へて居る。

第十一章 龍谷中學校

第一節 振風教校と西肥佛教中學

振風教校設立

佐賀県下の眞宗寺院の協同にて、仏教研究の目的を以て、明治十一年四月佐賀市高木町願正寺境内に一学校を設け、眞宗寺院の子弟を入学教養する事とし、校名を振風教校しんぷうきょうこうと名けた、その学科は内典ないてん専門部せんもんぶ内ない外ぐわい兼いけん学部がくぶの二とし、各部を六級に分ち又其下に豫備科を設けて四級に分ち、各一級の修学期を半ケ年と定め、仏典、漢籍、作文の学科を授る旁ら、算術、物理、地理の初歩をも教授しつゝあつた。

明治十八年九月学科の改正を為して、初等、高等の二分科とし、之を各六級に改め、算術、物理、地理を廢して専ら仏典、漢籍、作文の三科となした、然るに明治二十一年一月に至りて更らに制度を改め、尋常、高等に分ち、尋常は三年、高等は二年、二科を通じて五年制度とし、仏教学、国語、漢文、数学、歴史、英語、地理、博物、理化学、図画、体操の諸科を授くることになつた。

越て明治三十三年九月に至り、勅令第二十八号の中学令を参酌して学校の諸制を改め、校名を西肥仏教中学と称し、修業年限を四ケ年となしたが、翌三十四年四月から更に五ケ年に改め、仏教大学の豫科に進入するの階梯となした。

第二節 第五 佛教中學

本派本願寺では曩に全国を五大教区に分ち、各教区に本山ほんざん認定の一仏教中学を建設し、官公立中学校規則に準拠し、中等普通教育の完璧を期せんとする計画あり、此の計画はいよゝゝ実現しかけたので、此機逸すべからずとして、佐賀市より西肥仏教中学々長藤谷広濟（願正寺任職）を該中学の設置請願總代とし、市内道祖元町の田上徳十郎、同材木町の野中万太郎（代初）を信徒代表者とし、明治三十四年十二月相携へて上洛し、之が

第五 仏教中學設立請願運動

設置運動を開始せしめた、偶々福岡県よりも上洛して運動してゐたが、遂に同仏教中学は、佐賀市に設置すべく本願寺に於て認可された。

第五仏教中学設立

是に於て県下の眞宗寺院並に信徒は、學校建設の場所を彼地此地と選定し、市内水ヶ江町元干城もとせき學校跡一帯の土地五千餘坪を購入し、資金五万餘円を公募して校舍建築に着手し、明治三十六年新校舍の一部落成を俟つて、之に西肥仏教中学の全部を移転し、改めて校名を第五仏教中学と命名した。

文部省の認定

恣て願正寺境内に設置された振風教校は、西肥仏教中学と改称して其の内容を改め、いま又第五仏教中学となりて校舍を拡張し、新に水ヶ江町に建築せられた、其間二十六年を経て茲に初めて文部省は、明治三十七年四月二十九日告示第五百号を以て、徴兵令第十三条「在学生徒の徴兵猶豫資格」を認め、更に同三十八年二月十三日の同省告示第三十三条を以て、明治三十六年同省令第十四号、専門學校入学者檢定規則第八条、第一条に依り「専門學校の入学に關し中學校卒業生と同等以上の学力を有するもの」と指定せらるゝに至つた、併し學校經濟に就ては尙ほ充分ならざるものあるより、學長龍谷広濟は県知事關清英に対して、果費の補助を請願し、爾來年々その恩典に浴する事となつた。

第三節 龍谷中學校

谷中學校と改む

世運は年々に進み、中等教育を受ける子弟の数は歳々増加して、一の佐賀中學校のみでは、到底定員に限りありて此の多くの子弟を收容し切れず、尤も佐賀工業、佐賀商業、佐賀農學校等はあれども、これ亦收容人員限定して多数子弟の入学は困難であり、且つ中學校と実業學校とは其の目的を異にするものありて、此のこ

仏教学は専修学院で

ろから試験地獄の声を耳にする様になつた、是に於てか本校は、断然此等子弟の希望を充たすべく新陣容を整へ、明治四十一年四月一日より、中学校令に依る学科に改正し、校名を竜谷中学校と改め、會て第五仏教中学として受けたる文部省の認定、指定の種限を竜谷中学校に移し、仏教学の科目を削除して一般中学校同様の学校に改正した、之が為め曩きの試験地獄は餘程緩和さるゝ事となつたが、本校設立の目的とせし仏教学に就ては、校内に別に仏教専修学院を保存設置し、別科として眞宗寺院子弟の為め、之を教授することゝした。

斯くて昭和七年六月三日講堂、並に附屬建物の新築落成し、昭和十三年三月元佐賀工業学校の敷地一千坪を購入して校地を拡張した、同十四年四月十五日、武道場の建物一棟火災にかゝりて焼失したれば、同年八月二十三日之を再築して落成した、同年五月、五年級の三教室を拡張し、昭和五年教育勅語煥發四十年記念として、左の徳目週間を制定した。

(イ) 勤勉週間

(ロ) 時間励行

(ハ) 公德週間

(ニ) 端正週間

(ホ) 清潔整頓週間

而して本校が振風教校と称せし頃からの、歴代校長氏名は未詳なれども、西肥仏教中学と称した頃の学長は熊谷広済であつた、また其後第五仏教中学となつて、岡道亮その学長に就任したれば、之を第五仏教中学の第一代校長として、以下歴代の校長を挙げば左の通りである。

第一代	岡 道亮	第二代	芳滝 智導	第三代	熊谷 広済
第四代	大沼 善隆	第五代	巢山 了然	第六代	西崎 憲英

第七代 後藤 澄心 第八代 松信 定雄

尙ほ昭和十四年度の本校入学者は二百名にして卒業生は九十八名である。

第十二章 佐賀工業學校

第一節 創立時代

工業學校設立氣運

日清戦役後、本邦の地位向上すると共に、実業教育振興の氣運勃興し、中等程度の工業教育が特に勃興する有様となり、本県に於ても明治三十年十一月、工業學校設立案が県会に提出せられ可決を見るに及び、翌三十一年三月文部省の認定を得て、佐賀県立佐賀工業學校を創設し金工、木工の兩科を置き、四月一日より開校し且つ、其筋よりは実業教育国庫補助法に依り同月から尙ふ五ヶ年間、毎年金三千五百円づゝ下附さるゝ事となつた。

其の創立事務所は県庁内に設置されたが、四月二十五日(明治三十一年)假校舍を、市内協和館内(北端)に設け、五月二日入学試験を行ひ、志望者百五十名中より選抜入学せしむることとし、五月十四日より先づ学科のみを教授し初めた、入学資格は高等小学校卒業者または中学校二年修業者にして、年齢十四年以上二十五年以下とし、修業年限は、金工、木工とも三ヶ年とした。

最初授業料は徴收せず、却て県より生徒一名に付き、一ヶ月金二円五十銭の学資を補給し、佐賀郡では同

最初は五十名を入学せしむ

校舎新築

郡では同郡出身の生徒に、一ヶ年金十二円を支給してゐた位であつたが、志望者が漸次増加する為め、県の補給は減少し、授業料も逐年左の如く増加徴收せらるゝに至つた。

県の補給 明治三十三年四月より月に二円づゝとなる。

授業料 明治三十七年度より徴收、五十錢づゝ、四十四年度より一円づゝ、大正八年度には二円三十錢づゝ、同九年度より二円五十錢づゝ、同十二年度から三円づゝと漸次増加した。

校舎新築地を市内水ヶ江町に相して工事に着手し、明治三十二年三月教室二棟、工場三棟(濠坪六百七十九坪)が先づ竣成した、工場にはコルニツシユ式汽罐一台、十五馬力汽機一台を据えて動力を之に求め、木工場には円鋸、板削機、旋盤及び仕事臺等を据付け、製図室には机、図板等を備へ、仕上工場には旋盤、平削機、縦削機、成形機、鑽孔機、シリングマシン等を、鑄工場には熔解炉、吸込炉を、鍛工場には汽罐及び扇風機等を据付けた、既にして校舎の一部が竣成したので、明治三十二年三月六日、協和館の假校舎から之に移転し、茲に学科、実習の教授を為すに至つた。

有田に分校設置

明治三十五年西松浦郡有田町に有田分校を設置し、窯業科を置いたが、翌三十六年四月に至り同分校は独立して佐賀県立有田工業学校と称した。

第二節 學校の悲運

工校廢止の議

明治三十八年四月一日校長納富介次郎、県の多数政派と意見合はざるの故を以て、断乎として其の職を退いた、是より先き明治三十五年の県会に於て、本校を廢止するの説があり、三十六年にも亦本校を不必要と

納富校長辭任

して廢止すべく提案されしも否決せられ、翌三十七年には多数を以て漸く廢止を決議したが、此の決議には文部省が承知せずして認可を与へず、學校と官庁而して県政党との間に頗ぶる物議を醸し、為に納富校長は茲に意を決して、退職するに至つた。

県第二部長校長の職を兼務

納富校長の退職とともに、県は第二部長(學務部長)伊東哲英をして校長の職を兼務せしめた、そして三十八年

本県知事香川輝は上京して、県会決議の廢止案を實現せしむべく文部省を訪ひ、実業學務局長眞野文二と交渉の結果激論となつたので、首相西園寺公望は閣議に於て、折衷案として木工科を廢して金工科を存置し、且つ本校を早津江に在る佐賀商船學校と併合せしむる事として梟(けり)を付けた、即ち当地に明治三十九年四月以後、佐賀商船工業學校と云ふねえしき鶴式の學校が存立された所以である。

知事と二部長との意見の相違

香川知事が政党の鼻息を窺ひ、之を援助して工業學校廢止に奔走するに引替へ、第二部長伊東哲英は教育の本義に則り、飽くまで存立に努力し大に斡旋する所があつたが、事適かなはず苦心の結果短悶を起し、遂に病を得て数年ならずして長逝するに至つたとは、痛惜のきはみであつた、此の悲運に際して之を援け、存立に努力せし本校教員は、教諭高北良一、同竹内次夫、其外木工科生徒等にして、彼等は県教育会席上、または同会誌上に於て佐賀工業學校廢止の不合理にして、謂はれなきことを痛論して世に之を訴へた、此等の為めか曲りなりにも一科廢止を以て、また鶴式ねえしきにでも局を結んだことは、全校廢止に勝るが、たゞ木工科に対しては氣の毒と云ふの外はないのである。

佐賀商船工業學校
佐賀分校

元來教育問題を以て政争の具に供する如きは、其の波及するところ生徒の思想を亂し、延て社會風教上に影響を及ぼすことの如何に深刻であるか、能く考ふべき事である、恚いらけて明治三十九年四月一日より金

工業學校復興

工科のみを存置し、之を佐賀郡草津江なる佐賀商船學校に合併して、校名を佐賀商船工業學校佐賀分校と改稱し、金工科を機械科と改め、時の商船學校長加川拙郎その校長となつた、而して木工科を建築科と改め新入生は募集せざるも、同科は四ヶ年修業となつてゐるので、明治四十二年三月最後の卒業生を社会に出して同科は遂に閉鎖して了つた。

第三節 工業學校復興

佐賀商船工業學校佐賀分校となつた前の工業學校は、金工科のみを存置して機械科と改稱し學業を続けてゐたが、明治四十三年三月再び以前の佐賀県立佐賀工業學校に復し、本校教諭竹内次夫を以て其の校長に任命せらるゝ事となつた。

電気科設置

偶々本校に電気科を設置するの氣運起り、大正四年の県会に於て其の費用を可決し、同五年度より八年度に至るまで四ヶ年間に、電気科実験工場、蓄電池室及び電気科生徒に機械実習を課する鑄工場、仕上工場などを設けた、其の動力は九州電燈鐵道会社(現今の九州配電會社)より電力の供給を受けることとし、従来の機械科工場(即ち金工科)には電動機一台、電気科には電動機、發電機數台を据え付け、之を工場に運轉することとなつた、そして電気科の主任教諭として、菅原登里二これに当り、新設計を完備して大正九年二月遞信技師の検査を経て、第二回の電気科卒業生より電気事業主任技術者資格の第三種認可を附与する事となつた。

工業補習部を設

大正五年竹内校長、野口市長、副島大佐等の主唱で、工業補習夜学会を設け、本校内に於て毎週三夜づゝ教授しその成績頗ぶる良好であつたが、惜しい哉資金の都合にて之を罷めた、又別に市内白山町蒲原時計店

でも、職工徒弟の為に同分場を設けたが、これも大正十二年に至りて閉鎖した、更に右補習学会の晝間部として、大正六年より本校舎内に補習部を私設し、毎年四月、高等小学校卒業生五十名を入れ、之に国語、算術、其他を補習せしめたるも、之れまた大正十一年三月に廃止した。

五ヶ年卒業に學則改正

新校舎に移る

次で昭和六年四月一日より學則を改正し、修業年限を五ヶ年とし、入学資格を尋常小学校卒業程度とした、同十一年十二月九日市内上多布施町の緑小路に地を相し、校舎を建築して之に移転し、同十二年三月三十一日、中学校卒業後一ヶ年修業の、即ち第二部機械科及び電気科を設け、また同月より第二本科の応用化学科(高等小學卒業)をも設置した。

第四節 歴代校長

歴代校長

明治三十一年四月、鈴木兼次郎校長事務取扱を命ぜられ、其後の校長氏名を挙げば左の如し。

(※は校長事務取扱、△は校長代理を示す)

- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 第一代※ | 鈴木兼次郎 | 第二代 | 池上英二郎 | 第三代△ | 内山久太郎 |
| 第四代※ | 柴崎 鉄吉 | 第五代△ | 飯河 三角 | 第六代 | 納富介次郎 |
| 第七代※ | 伊東 哲英 | | | | |
- 以後佐賀商船工業學校佐賀分校となり、商船學校長が本校の校長である、其氏名は
- | | | | | | |
|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 第八代 | 加川 拙郎 | 第九代 | 河井 弥八 | 第十代 | 藤田 吉夫 |
| 第十一代 | 門脇觀次郎 | | | | |

其の後以前の佐賀県立佐賀工業学校に復活し、竹内次夫を校長とした。

第十二代 竹内 次夫 第十三代 加藤 清一 第十四代※ 宗 昌雄
 第十五代 坂 敬治 第十六代※ 富田 石松 第十七代 貫名 基
 第十八代※ 浜名 政雄 第十九代 松井 清一 第二十代 佐藤 利夫
 因に昭和六年四月、修業年限を五ヶ年に延長して以来(従来は修業年限三ヶ年)生徒の数は左の如し。

志願者

入学者

卒業生

昭和 六年

二九五

九二

六六

同 十年

三四六

八四

三年制より五年制
 となり卒業生なし

同 十四年

二六二

九〇

七七

第二部(中学校卒業一ヶ年修業、昭和十二年より初む)

同 十二年

一四二

八七

無し

同 十四年

四四

三四

七五

第三部(第二本科応用化学科、高小卒二ヶ年修業、昭和十三年より初む)

同 十三年

一五五

四〇

無し

同 十四年

一一〇

四〇

無し

第十三章 佐賀農學校

第一節 創立時代

簡易農學校

明治二十八年、文部省令第十九号簡易農學校の規定に基き、県内住民の田畑五反歩以上を所有するもの、子弟を入学教養して、之に農事に関する学理と、実地技能の概要とを授け、兼て本県農事の改良進歩を図る目的で、佐賀郡神野村大字多布施に、佐賀簡易農學校が設立された、而して明治二十八年四月一日県庁内に事務所を設け、中林彦に校長事務取扱を命じ、中林は同月十二日校長に任ぜられ、同月本科生四十五名、別科生十名を募集して入学せしめ、同二十三日旧県庁舎跡の假校舎に於て、田辺知事臨場して開校式を挙げたが、六月六日新築の校舎落成したので、多布施の新築校舎に移転した、校舎敷地は一千百二十七坪にして内、建物三百四十八坪、外に実習地四千五百六十八坪があつた。

當時の実習服
当時農具は學校に於て之を貸与してゐたが、実習服は紺の筒袖に半ズボン、きんぱん脚絆を纏ひ、帽子は制帽の外、麦藁帽が許されてゐた、其の後明治三十二年頃より生徒中に兵學校式の羅紗服を着用するものもあつたが、明治四十年七月に至りて生徒の服制が認可され、帽章も亦「農」の字を用ゆる事となつた。

県立佐賀農學校

明治三十一年四月簡易農學校を廢して、甲種佐賀農學校となし、同三十四年六月佐賀県立佐賀農學校と改称した、三十七年林業並に畜産の教師として、県より林業主任及び獣医を之に囑託した、同四十一年四月学則を改正し、大正六年従来の詰襟淡紺色の実習服を改正して、カーキ色の折襟型とし、同時に実習帽も亦

制定せられた。

第二節 學校移轉問題

教育問題を政争の具に供することは、深甚なる悪影響と、忌むべき結果を来すこと、工業學校問題に就ても論じたるところであるが、今また佐賀農學校に關しても、斯様な事に筆を染めねばならぬことに逢着した。

佐賀県会、學校
移轉を決議

大正八年十二月八日佐賀県会は、本校を解き崩して現在地たる、佐賀市外多布施より杵島郡の東部に移轉すると云ふ慘酷無謀なる決議を為し、同日第一詠会より引続き第二詠会を続行して之を可決した、為に拾壹万餘円の多額な負擔を県民に背負はす事となつたが、抑も農學校を杵島郡に移さねばならぬと云ふ理由の尠見に苦しむのである、第一學校の位置としても杵島郡と多布施とはドレ丈けの優劣があるか、生徒の通學、職員の居住、物資の需給、學問の向上、實習地の利用、其他何れよりするも杵島郡が優れりとする点を知らず、然らば何が故に巨額の移轉費を費して之を移轉するか、加之も別に杵島郡に一校舎を新築して之に移轉するにあらずして、多布施の現校舎を解き崩して杵島郡に持運び、建設すると云ふ誠に無謀極まる決議である、為に學校職員も、生徒も此の決議には啞然として為す所を知らず恚如として其の殘忍を恨んだ、独り學校關係者のみならず、一般世間が其の謂はれなき移轉決議に擊墜せぬものはなかつた。

當時政友派の県會議員は、議場に於て一、二の頭数多きを恃み、議事を翫弄物視し、斯かる慘忍なる決議を為し、反対派議員をして懊悩煩悶せしめて、自ら快哉を呼ばはつたのである、其の心情の慳劣さ、其の手段の惡辣さは言語に絶するものがある、加ふるに県当局が此の如き無茶な決議を応援実行するに至つては、如

議事を翫弄物
視す

農學校生徒の反對運動

何に多数堂の鼻息を窺ふと云ふと雖も之はまた沙汰の限りと云ふべきである。

是より先き學校に於て業を受けつゝあつた生徒は、學校移轉の噂を聞くや、遽かに騒擾し、決然起て委員七名を遂げ、県知事沢田牛齋を県庁に訪問せしめ、學生としての移轉反對意見を述べ、尙ほ市會議員をも歴訪して応援を求め、東奔西走、歸校せざることを數日に及び衷心から運動を續けてゐた、全校の生徒も亦授業さへ手につかず、只管學校の運命を氣遣ひてゐた。

一方佐賀市郡に於ても、此の無謀極まる行為に憤慨し、移轉反對の氣勢を挙げ、同月七日(縣會で移轉決議の前日)午後六時より市公會堂に於て、佐賀郡市民大會を開催して、理由なき移轉に反對の決議を為し、また佐賀市會は移轉の不法を決議して行政裁判所に訴ふるなど、非常に世間を騒がせたが、而も県會議場の頭數は尙かの多數を以て、何等の理由なき農學校の移轉問題は、多數派議員の示威的犠牲となりて、創立以來二十五年間の歴史の地、多布施より遂に杵島郡に引き直さるゝ事となつた。

第三節 移 轉 開 校

移轉地の敷地選定

佐賀農學校は大正八年十二月八日の県會に於て、政友派議員の無茶な決議に依り、遂に杵島郡東部に移轉することゝなつたが、其の敷地候補地として杵島郡山口駅の西方、及び小田村、福治村の三ヶ所を選定した、そして愈々福治村宇秀津の西方に決定し、翌九年四月以來当地松貝組の手に依り、当校本館、東西の教室、寄宿舎、及び農具室などを第一期の移轉として解き崩しに着手した、生徒の授業は化学室、博物標本室の第

學校解崩着手

二列の教室を用い、養蚕室を寄宿舎とし、農産物製造室を寄宿舎賄ひの住宅として授業を行ふてゐたが、解き崩しは順次に終了して、同年十月建築を完成したので、十一月より校具全般の運搬を為し、約一週間にして終了、大正十年四月五日入学試験を移転地の本校、及び福治小学校に於て行ひしに志望者、福治小学校の分を併せ百六十六名を算し、内入学者第一学年に百三十名、第二学年編入者一名があつた、斯ふして当校は杵島郡秀津に於て授業を開始する事となつた。

尙ほ創立以來佐賀在校当時の歴代校長を挙げれば左の如し。

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 第一代 | 小林 彦 | 第二代 | 岡村猪之助 | 第三代 | 木下 義道 |
| 第四代 | 赤星 朝暉 | 第五代 | 成田 軍平 | 第六代 | 竹林保太郎 |
| 第七代 | 野村 豊市 | 第八代 | 田中 正夫 | 第九代 | 原 澄次 |

学校移転は第九代校長時代にして其の杵島郡移転後は本史に關係なきを以て之が掲載を見合はず。

第十四章 佐賀商業學校

第一節 其の創立時代

佐賀市内の重なる実業家中には、佐賀市に一の商業学校なきことを遺憾とし、曾て佐賀商業会議所に集會の際、之が設立を計画せしことありしも、機未だ熟せずして其の設立を見なかつた、然るに明治三十六年十一月二十五日、佐賀市会に於て商業學校の設立を決議するに至つた、されど其の実現は、たまく日々露戦争勃發

の爲め、一時中止するの己むを得ざるに至つた、戦争漸く治まつて明治三十九年八月二十一日、再び設立の議は決せられ、翌四十年二月十六日佐賀市立佐賀商業學校として認可を得、同月二十三日佐賀市長石丸勝一を管理者とし、香川県高松商業學校教諭橋本啓三郎を校長に迎えた。

學校は鍋島侯爵家の寄附にかゝる、旧佐賀城本丸の地に建築する事とし、当分の内旧城内の建物を以て利用充當し、明治四十一年より三ヶ年継続事業として學校新築に着手し、同四十四年三月竣成した、総建坪は七百二十一坪餘、総経費は三万八千七十餘円であつたが、尙ほ大正六年商業実践室、並に普通教室など百餘坪を増築し、同十一年より県立に移管することとなり、同四月一日県立佐賀商業學校となつた。

第二節 縣立に移管

県立移管と共に本校敷地三千九百五十七坪餘、運動場二千四十九坪、及び建物全部、校具、その他を挙げて之を県に引継いだ、初め明治四十年創立当時は、甲種程度の規定にして豫科一年、本科四年を以て全科を卒へることとし、高等小学三年修了の者を入学せしむる制度であつたが、同四十一年本科を三年とし、大正二年豫科を二年として義務教育との連絡を計り、大正十一年四月一日県立移管と同時に豫科の名称を廃して五学年制とした、生徒の定員も初めは三百名であつたが、大正二年には三百五十名となり、同五年には四百五十名、同十一年県立移管と共に五百名に増員した、授業料は創立当時一円五十錢であつたが、大正三年度より一円八十錢となし、同五年度二円となり、同七年度二円二十錢、同八年度三円に増額した。

入学と學則変更

授業料

生徒の服装

是より先き明治四十二年度から、本科二年以上に一週三時間支那語を課してゐたが、大正八年度までゞ廃止した、また大正二年度より副科として武道部(柔道、剣道)を新設し、各学年とも一週二時間を課する事となつた。

生徒の服装は初め小倉織の詰襟で、夏服は白、冬服は霜降りを用いてゐたが、大正十年度より夏冬二季を通じて小倉織の霜降り、折襟を用いる事となつた。

校旗制定

昭和六年十一月三日校旗を制定して奉戴式を挙行し、同九年四月二十九日奉安殿の落成式を挙行した。

歴代校長

本校は明治四十年の創立当時、高松商業学校より橋本啓三郎を迎へて、校長としたのを第一代の校長とし、以下歴代の校長氏名は左の通りである。

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 第一代 | 橋本啓三郎 | 第二代 | 長尾 前 | 第三代 | 山崎勘三郎 |
| 第四代 | 千布 次郎 | 第五代 | 山崎 八郎 | 第六代 | 浦野 敬 |
| 第七代 | 有賀 清海 | | | | |

第十五章 佐賀高等学校

第一節 創立時代

大正九年四月十七日勅令第百十号を以て、文部省直轄諸学校官制を改正し、佐賀高等学校を佐賀市外本庄村一番地に設置せられた。

大芝知事の内談

是より先き、本県知事大芝惣吉東京より帰県し、県会議事堂に県會議員、及び県内有志、新聞記者等を集め、官辺の意向では高等教育の普及擴張の主旨より、当佐賀に高等學校創設せらるゝやの趣きなることを語り、且つ其の新設用地寄附の件等を内談する所があつた。

用地寄附請願

越て大正六年八月、本県会より文部大臣宛てに、当地に高等學校新設の請願書を提出した、また佐賀市会は大正七年三月一日文部大臣に、右新設用地寄附請願書を提出した、同九月敷地として指定の土地二万坪整理の上献納の件を決議し、同八年七月敷地工事竣工して、献納の手続きを完了し、ついで同九年四月十七日勅令第百十号を以て、本校を設置して佐賀高等學校と称し、同月十九日文部省督学官生駒万治を本校々長に任ぜられ、同二十日より文部省内に於て開校事務を開始した。

開校事務

市役所跡にて開校

然るに校舎の建築は、到底同九年九月の開校期日に間に合ふべくもないので、佐賀市役所は同年四月二十九日市会を開いて、目下佐賀市高等小学校女子部跡を使用せる市役所を、一時協和館に移し、其の跡で佐高の授業を開始する事とした、依て同年六月一日學校を市役所跡(元佐賀高等小學校女子部跡)に設けて校務を執り同十一日校舎建築起工式を挙げ、九月十一日學則を制定し、市内松原町中ノ小路、及び赤松町旧城内の二ヶ所に假寄宿舎を設けた、そして九月十二日文部省より大臣代理として松浦専門學校局長下県臨席して、開校式並に第一回入學式を挙行し、九月十四日より市役所跡の假校舎に於て授業を開始した。

第二節 大演習と本校

校舎新築成る

落成式挙行

本校の建築工事は其の後進捗して、大正十年二月二十八日竣工したので、三月三十一日市役所跡の假校舎より之に移転し、中ノ小路、旧城内の両假寄宿舎も翌十一年一月十日新築寄宿舎に移転した、此の年本校創立記念日を定められ、実は四月十四日を記念日とすべきも、四月は新学年の初めて諸事多忙なればとて、毎年五月十七日を以て本校の創立日と定めた、大正十二年四月三十日鎌田文部大臣本校を視察し、翌十三年十一月、文部大臣代理として粟屋専門学務局長臨席して本校落成式を挙行した。

大正十五年二月十一日生徒に自治会の設立を許可した、三月三十一日柔道場新築成り従来の武道場は剣道場兼雨天体操場として之を使用することゝした。

陸軍特別大演習
開始

同年十一月陸軍特別大演習を佐賀の平野に於て挙行せらる 摂政宮殿下(今上陛下)を首め奉り各宮殿下、外国武官、及び各将官以下多数の陪観者下県あり、偶々 天皇陛下 御不例の爲め 摂政宮殿下には御下県御見合はせとなり、演習の御統監は、特に 閑院宮殿下に仰せ出され 同殿下御代行遊ばされたが、十一月十六日、本校教授福田兵五郎は統監閑院宮殿下御泊所に於て「有明海産の魚介」に就て御説明申上げ、尙ほ同月十八日大演習終了後、御休憩所たる神塔郡三田川小学校に於ても、本県特産の植物、及び鳥類を統監宮殿下の台覧に供し、福田兵五郎御説明申上げた、生駒校長は同夜御泊所に於て御陪食仰付けらる。

本校運動場を賜
饌場

同十九日、本校運動場を以て大演習終了後の賜饌場に充てさせられ、また本校々舎を以て各宮殿下の御休憩所、並に天杯拝受者の休憩所に充てさせらる、而して同日御名代 閑院宮殿下、賜饌場御成りの節、講堂に御立寄りあらせられ、職員生徒一同に拝謁を賜はり、生駒校長は此の時御前に奉迎文を奉呈し、終て職員、生

徒一同 殿下の方歳を奉唱した、それより賜饌場に赴かせられ、有資格者一同を賜饌に召された、尙ほ 同
日 天皇陛下の思召を以て同校へ左の御下賜品あらせられた。

- | | | |
|-----------|----|---------|
| 一、御紋章附銀花瓶 | 一個 | 本校へ |
| 一、金一封 | | 本校職員一同へ |
| 一、白羽二重 | 一匹 | 生駒校長へ |
| 一、白羽二重 | 一反 | 福田教授へ |

第三節 臨時教員養成所

臨 置 教 生 養 成 所 設

昭和二年三月二十四日、本校内に第十五臨時教員養成所を置き、歴史及び地理科の教員を養成すること、
し、同年四月より実習の旨、文部省告示第百三十五号を以て告示せられた。

同三年十月二十九日官制、及び職員定員令中、「生徒監」なる名称を廢し「生徒主事」と改め、本校に生徒主
事、同主事補各一名を置く事となる、同五年十月三十日教育に關する勅語煥發四十周年に相當するを以て、其
の記念式を行ひ、また本校創立十周年記念式をも挙行した、同十二月五日脱衣場二棟、弓道場一棟、同矢場
一棟及びプール一個、本校々友会よりの寄附を受けた。

昭和六年三月二十六日、曾て本校内に設置された第十五臨時教員養成所を廢止する旨、文部省告示第百四
号を以て告示され、乃ち四年振りに廢止する事となつた、此の年九月十五日生徒食堂一棟が落成した、昭和
十一年四月九日本校の校訓を定めた、十二月二十九日雨天体操場落成したるを以て、自今剣道場兼雨天体操

御親閲章を拝受

場は、専ら剣道場として用ゆる事となつた、同十四年五月二十二日には、陸軍現役將校配属令公布十五年記念日に当り、宮城前の広場に於て、御親閲ありたるに付、本校より森岡校長、教官二名、配属將校、生徒十名が上京して、受閲の光榮に浴し御親閲拜受章を頂いて帰校した。

又本校歴代校長氏名、生徒及び卒業生（昭和十四年）の数を示せば左の通りである。

校長 氏名

第一代 生駒 万治 第二代 森岡喜三郎

生徒は開校年の数は二百名にして、現在即ち昭和十四年は四百九十九名、また昭和十四年までの卒業生総数は二千三百八十二名を算してゐる。

第十六章 元 榮 城 學 校

本校創立趣旨

明治の中葉より大正を経て昭和の初めにかけて、市内松原町通り小路に、榮城學校といふ私立學校があつた、之れが出来た時代には、佐賀にも今日の如くいろ／＼な學校もなく、若し入学試験に不合格とならんか、空しく勉学の志望を懐いて呻吟するものあるを憐れみ、佐賀市の羽室長元に依りて本校を経営された。

修業年限及学科

其の創立は明治二十九年三月にして、修業年限を三ケ年とし、学科は中学程度とし左の科目を授けてゐた。

修身、国語、漢文、作文、英語（読方、訳、書取、会話、作文、文法）、地理、歴史、数学（算術、代数、幾何、

三角）、物理、化学、博物、図画、体操

本校廢止

卒業生

明治廿九年創立
同四十四年廢校

また本校内に中学部、豫備部、簿記部の三部を設け、年齢満十四歳以上にして、高等小学二年修業または之と同等以上の学力を有するものに限り、本校に入學、又は編入を請ふことを得る規定であつた、月謝は中学部が金二円、豫備部は修業年限一ヶ年にして月謝金二円、簿記部は修業期を半年とし月謝金二円（右は大正六年二月改正）と定め、諄々として授業を励みつゝあつたが、年と共に県下の学校も普及し、青年子弟の不合格の悩みも頗ぶる緩とせらるゝに至るに及び、最早本校設立の主旨貫徹されたるものとして、本校の必要なきを認めためたので、昭和六年三月断然閉鎖廢校するに至つた。

其の存立明治二十九年三月より、昭和六年三月まで三十五ヶ年に及び、教養せし生徒数は二千四百八十一人、其の内豫備部より他の学校へ入學せるもの尠からず、純粹の本校卒業生の總数は五百七十六人に達すると云ふ、因に本校は羽室長元の經營にして同人が校主、校長であつたので歴代の校長等はないのである。

第十七章 元 必 習 學 館

市内与賀町に必習學館といふ学び舎があつた、今は經營者も死亡して、其の事歴沿革等を尋ねる由もないが、當學館は明治二十九年、同町の内田常吉郎の經營しゐたところで、主として中学校、または実業学校の入學志望者に、必要な豫備教育を施しつゝあつたが、校主内田常吉郎既に死亡したので、明治四十四年三月これを廢校し、其の弟内田清一同所に佐賀実科女学校を新に興し、同年四月より開校して女子教育にいそしんだ、今の清和高等女学校は其の後身である、尙ほ必習學館は内田常吉郎の經營で、同人が館主であり

館長であつて別に館長はゐなかつたのである。

第十八章 佐賀高等女學校

第一節 創立と内容充實

明治三十四年創立

女子教育に就ては我が佐賀市に於ても、既に佐賀女學校または実習女學校など、私立の學校を經營する者ありて、中等程度の女子教育の事は、相当佐賀人士の腦裡にも浸透し、また時勢の要求するところであつた、恰も好し明治三十三年十二月、本県会は県立高等女學校の設立を可決した、是に於て翌明治三十四年四月五日、本校設立の認可を得て、佐賀高等女學校と命名し、佐賀中學校教諭横尾義勇を校長に迎へ、同日より開校準備に着手し四月二十四日學則を制定して、第一學年五十四名、第二學年百十名の生徒を募集し、本県師範學校附屬小學校の、旧校舎に於て同年五月六日より授業を開始した。

新校舎成る
而して新築校舎は、赤松町城内の佐賀赤十字社支部前の元競馬場の広場に、平家作りのものを經營し、明治三十六年九月校舎全部落成して之に移り、いよ／＼佐賀高等女學校の面目を整へる事となつた。

その後屢學則の一部改正あり、明治四十四年九月裁縫教室を増築した、此の年十二月二十八日横尾校長辭職したので、翌年三月五日師範學校校長川島庄二郎、本校々長を兼務してゐたが、同六月十五日に至り、本県視學住友縫之助を以て校長とした。

横尾校長辭職

佐賀高等女學校

實際家庭の人を
作る

斯くて住友校長は専ら横尾前校長の志を継紹して、銳意内容の充實を図り、本校の卒業生をして直に家庭の實務に就き、相當の効果を挙げしめんが為め、家事、裁縫、國語、理科、数学等に出来る限りの力を致し、大正二年三月十八日學則の一部を改正して、四月一日よりこれを實施し、また訓育要項を定めて之を實踐躬行せしめた、其の要旨は他立的の生活より早く自律的の生活に入るを要点とし、生徒の自治を高唱して、且つ之に對する諸施設を為すに在らしめたのである。

住友校長は右の外、尙ほ教授上に於ても「教ふ可らず、學ばしむ」といふ主義の教授法を採用し、各学科に亘り、内容の研究は勿論、教授法乃至各学科相互の連絡に關しても、徹底的に研究調査する目的を以て、同年（大正）五月より毎月各科教授研究会を開催した。

自炊寮を設く

また大正四年五月より園芸思想養成の為め、第三學年以上に毎年春秋二回、數回の園芸講話を聴かしめ自炊寮を設け、家事実習室を増築拡張して寄宿生実習の便を図つた。

第二節 五ヶ年修業

住友校長の辭職後、大正十一年三月、長崎県立長崎高等女學校より、大塚薫を校長に迎へた、同年四月學則の一部を改正した、翌十二年九月二階建四教室を増築し、十三年四月第三學年に一級を増加し、九月生徒控所の増築を竣功した、本校では教授訓練の各方面に改良の目的を以て、之が研究に努め特に裁縫科の教授に一層効果あらしめん為め、「裁縫教本」と稱する數百ページの教科用書冊を編纂した、又大正十四年四月より女性武道として、薙刀術を課することゝした。

裁縫教本の編纂

本校の図書室は、初め新聞雑誌等を生徒に縦覧せしめてゐた程度であつたが、年を逐ふに従ひ漸次発達して来たので、生徒の智識慾、読書慾を益々誘導開発せん為め、最近は学校所屬の圖書を閲覧せしめ、各学科に適當の参考書類をも備へ付け、愈々自学研究の途を諱じてゐたが、其の効果大なるものあるを認められ、女子専門學校、女子高等師範學校、其他各種の女子高等専門學校の入学率が甚だ高率となつて来た。

昭和二年二月四日、定員を七百五十人とし、本校従來の修業年限四ケ年を五ケ年とした、同十二年三月六日、在校生より成る愛国子女団の發団式を挙行し、同十四年八月二十二日青少年生徒に賜はりたる勅語謄本を下賜せられた。

第三節 生徒の服装と運動

本校の生徒は久しく和服、色袴（緞袴）を着用して居たところ、大塚校長の時に至りて、大正十一年四月全国の女學校に於ける制服状況を調査し、本校の服制（洋服）基準を定め、十二年六月より之を實施したが、當時學校は未だ其の着用を強ひなかつたにも拘はらず、既に冬服を調製する者約百五十名に及び、翌十三年には夏服の着用者約百二十名を増し、其年の冬服着用者約七十名を増すといふ風に、漸を追ふて至生徒の洋服着用を實現するに至つた。

また本校は明治三十五年來、女子の運動を唱へ來り、同年四個の庭球コートを作り、各学年一ヶ所づゝ之を使用せしめ、同四十年頃より各学年生徒を六分して、当番を以て放課後一時間宛庭球運動をなさしめ、年

洋服制は大正十二年から

庭球運動

全九州に覇權を掌る

二回づゝ全校生の競技大会を開きつゝあつたが、大正二年庭球に汚でたる教諭の來任ありて、更に之を奨励し、大正八年秋季には市内の女子中等學校聯合庭球大会を開き、本校選手は師範女子部を敵手として輪贏を争ふに至つた、大正十年春の同大会からは全県下の高等女學校も之に參加し、秋季の大会には、本校選手全部優勝して県下の第一位となり、更に其の十一月十六日には、全九州女子庭球大会に優勝して遂に全九州に覇を唱ふる事となつた。

プール落成

恁て生徒定員の増員と共に運動場も狭隘となり、庭球コートの数も少なきと、また庭球のみを以て運動を奨励するは偏なき能はざるより、毎週火曜日に放課後、全校生徒の「キャプテンボール」を為さしめて体育奨励の一助とし、また昭和九年九月十四日「プール」をも構成し、その落成式を挙行し、夏季の水泳運動に資することゝした。

校長氏名

尚ほ本校歴代校長の氏名を記すれば左の通りである。(※は兼務、△は事務取扱)

第一代	横尾 義勇	第二代△	岡島 安市	第三代※	川島庄一郎
第四代	住友縫之助	第五代△	前田 清夫	第六代	大塚 薫
第七代	大久保源一	第八代	岡本 立彦	第九代	山本貞之助
第十代	大塚 岩市				

第十九章 成美高等女學校

第一節 前身の兩女學校

佐賀婦人矯会の
組織

女學塾

明治二十一年の頃、佐賀の婦人有志が佐賀婦人矯会といふを組織し、勸興小學校(今の佐賀警察署の所にある)に於て發會式を挙行し、柳原やなぎはら一女(後に豊増)を會長に、永淵アサ、江副ツナの兩女を幹事に推薦した、素より婦女子と雖も向學心に燃へつゝあるの時、佐賀には未だ一ツの女學校もなき時であつたから、其の事業は女子の學問修業に向て進み、前記の女史等は婦人修學の途を開き、遂に一の女學塾となり、時の県令鎌田景弼の二女子、渡並書記官の女子などにも習字、裁縫等を教へてゐた。

既にして明治二十三年四月、學校建設を為すこととし、二ヶ年修業程度の學校と爲し、校名を「実習女學校」と稱して、松原町の今の楊柳亭の附近に設けた、そして裁縫、習字、手芸及び国漢等の學科を殖やして教授し、永淵アサ女史舎監を兼ね、生徒約二百名ばかりあつた、後ち松原町の一方亭の跡を買入れて、其処に學校を移した(後に江副靖臣の住宅となる)、然るに一女女史は豊増家に嫁して家事の都合上にて退職し、永淵女史も亦子息の病氣の爲め退職したれば、江副ツナ女史一人にて學校の經營に當てゐた。

明治二十九年大隈重信伯(其頃は伯爵であつた)の帰県するや、女子教育の必要なることを説く、その後援に依り豊増

実習女學校設立

はじめよし
一々々史(旧姓) 新に佐賀女学校を設立し、三年卒業程度のものとした、永淵女史も亦佐賀女学校に勤務する事となりて、八幡小路に校舎を設け、生徒を募集せしに四百名ばかりの応募者があつた、また大隈伯の斡旋に依り肥前協会より四千円(二千円と云ふもあり)を請ひ受け、之を佐賀女学校の為に交附する事となつた、是に於て松原通りの、現今の福岡日日新聞社支局の所に学校を移し、明治三十二年の頃には、高等女学校となさんとして其の筋に願書を提出して其の認可を待つてゐた。

然るに何日までも認可なきを以て、豊増、永淵両女史は上京して文部省に就て之を質すに、文部省は願書未提出なる旨を語り、初めて認可なきことの判明はしたが、両女史は帰県後直に知事関靖英を訪問して之を詰問せしに、知事は本県視学官齋藤熊太郎が、実は佐賀、実習両女学校を合併せしむべく、長谷川良之、納富利邦、石丸忠英等に依頼し居りて、それが為めに未提出であつたといふことを語りて釈明したが、両校の合併は其の後成立して、之を成美女学校と称へ、明治三十五年一月八日開校した、そして最初は千葉常男を推して校主とし、後には高橋善太郎、千住虎吉、江頭幾三郎等の人が校主となつてゐた。

第二節 成美女学校産る

実習、佐賀両女学校が、小規模の裡にも対立せる觀があつたが、本県視学官齋藤熊太郎は市有志長谷川良之、納富利邦、石丸忠英等に両女学校の合併に盡力せんことを求め、三名も之を諒とし豊増、江副両女学校長に談じたるに、両女史も亦時勢を洞察して之に快諾を与へ、合併に関しては其の総てを善けて、長谷川等

本校の組織及び職員

に一任したれば、長谷川等は合併に就ての手続きをなし、明治三十四年十二月其の認可を得て、茲に佐賀、実習両女学校の合併を見、新たに私立成美女学校として産れきたのである。

是に於てか成美女学校では、千葉常男を以て校主となし、更に本県師範学校附属小学校の一部を借受けて、明治三十五年一月から授業を開始し、同年三月第一回卒業生を出し、四月新入学生二百四十七名を迎へ、在籍生徒の総数三百二十名となつた、乃ち師範校附属小学校主事砂崎徳三を教務主任に嘱託し、師範校教諭本田嘉種、同附属校訓導草場久八、同久池井虎太、小出末三、中島十太郎、西山能助、佐賀高等女学校教諭淺田倭子などに本校教師を嘱託して高橋喜太郎を静岡より迎へ、本校初代の校長とした、当時本校の關係者は

○校主千葉常男 ○監督江尻庸一郎(師範学校長) ○幹事横尾義勇(佐賀高等女学校長) ○顧問斎藤熊太郎(本県視学官)、納富介次郎(佐賀工業学校長)、江尻庸一郎(師範学校長)、○商議員長谷川良之、納富利邦、石丸忠英、豊増一女、江副ツナ、永淵アサ、石丸勝一、横尾義勇、其他五名

にして教科は左記の五科目となつてゐるが、元來本校設立の趣旨が

本県女子教育機關の不足を補ふにある事

高等女学校の不足を補ふにある事

女子に技芸教育を授くるにある事

師範教育の一部を助けて女教員の不足を補ふにある事

などで、当時においては時宜に適した施設として歓迎せられたのである。

本 科	修業年限三ヶ年	教員養成科	修業年限二ヶ年
技 芸 科	修業年限二ヶ年	別 科	修業年限一ヶ年

補習科 修業年限一ケ年

其の授業料は一ケ月金一円とし、入学金一円を徴し、総経費に充てられたが、明治三十五年以降、県より二千円、佐賀市より五百円の補助を与ふる事となつた。

第三節 成美高等女學校

新校舎に移転

明治三十五年一月、成美女學校設立当時は師範學校附屬校舎の一部を、假校舎としてゐたが、新校舎建築の計画を立つると共に、広く世間の同情に訴へて新築費の寄附を求め、県下の官吏、教員等も総て俸給の一部を割て、義侠的に援助を与へ、また一般有志の寄附も尠からず集まつたので、愈々城内現在の土地に新築に着手し、明治三十六年十月落成したので茲に移転した、現時使用せる裁縫教室、即ち旧講堂を含める一棟、及び其の北隣の二棟と、南隣の一棟は其の当時の建物である。

高等女學校に昇格

其の後成美女學校の経営は、頗ぶる苦辛慘澹たるものがあつたが、學校の声価と信用とは相當に高まり、県立高等女學校に比し敢て遜色なきに至りしも、唯私立といふ点と、単に女學校と稱する点とが、県立高等女學校と著しき徑庭あるかの如く見られ、卒業生等も対外的所謂肩身狭き感があつた、是に於て明治四十二年三月、之を高等女學校に昇格せしむべく手続きを執り、其の認可を受け、斯て同年四月より私立成美高等女學校と改稱するに至つた。

學則改正

是より先き明治三十六年より、本校卒業生に対し、小学校卒業教員若くは尋常小学校進教員の免状を附与せ

技芸科を廢止し
純然たる高等女
學校となる

本校の危機

られた、明治三十八年學則を改正して本科修業年限を四ヶ年、技芸科を三ヶ年とし、生徒定員を六百名に増加した、そして補習科を廢止したが、三十九年には教員養成科及び別科をも廢止するに至つた。

本校既に高等女學校制を布くこととなつたので、其の教科目は先般の學則改正に依りて廢止されたるもあつたが、只技芸科のみを残し居りて、之を本科に併置することは學校としての不便、困難の尠からざるものあるを以て、暫らく存置することとし、市内に佐賀実科女學校ありて技芸を授けつゝあるより、明治四十四年度から技芸科は同校に譲ることとして、技芸科生徒の募集を廢止した、即ち大正二年三月の同科卒業生を以て、本校最後の技芸科卒業となし、爾來純然たる高等女學校として立つこととなつた。

第四節 佐賀市に移管

大正六年十二月、西村謙三第三代の校長として、銳意その經營に當つたが、時恰も歐洲大戦の後にして物価は未曾有の騰貴を為し、經營非常に困難に陥り、若し此の儘で行かば二十年の歴史を有し、關西に於ける私立高等女學校の覇たる本校も、或は閉鎖廢校の己むなきに至らんかと云ふ有様であつた。

一方県下の子女の向學心は益々向上せる際、若し本校が閉鎖廢校の悲運とならんか、県下教育界の不祥事は大なるものありとし、學校關係者は勿論、一般の憂慮するところとなり、寧ろ此の窮狀を普ねく天下に訴へて、本校基金の増大を計り、財政の基礎を確立する為めに、再び寄附を繰返へさんかとも考へたが、ソハ徒に世間の嫌厭を酷ふのみにして、決して策の得たるものにあらず、さらばとて學校を引受けて經營しやうといふ篤志家も見当らず、遂に學校永遠のために、県へ移管運動を為すこととなつた、是れ大正八年の事である。

佐賀市に移管

佐賀市立の認可

西村校長退職大
坪校長就任

学校の根本教育

あつたが、県でも経費多端の折りから、緊縮主義で之に應ずる能はずとて、引受てくれなかつた。

然るに本校の卒業生や在學生は、佐賀郡の子女が大多数なるを以て、佐賀郡に於て之を引受けるこそ当然であるといふ説を為すもあり、佐賀市も亦之を何処かに持行かるゝは、其の面目上にも關するので、自市に引受けんかとの説もあり、遂に佐賀郡市共立とまで議は進んだが、郡市立は法規上許されぬので、表面佐賀市立とし佐賀郡は毎年六千円の経費を負擔する事となりて、佐賀市に之を引受る事となつた。

大正九年五月一日愈々佐賀市立の認可ありて、「佐賀市立佐賀成美高等女學校」と改称、経費も過去に於ては二万四千円を超過する事はなかつたが、移管の翌年即ち大正十年には、一躍して四万四千五百餘円に上り、本校財政の基礎確立して、学校当局及び關係者の愁眉も開き、県下女子教育の爲に、大に慶祝さるゝに至つた。

第五節 移管後の本校

本校移管問題に就て最も骨を折り、最も功勞を残した西村校長は、大正九年十月四日を以て校長の職を辞任した、其の後を承けて校長の職を継いだのは大坪敬通であつた、大坪は私立成美女學校時代から同校に奉職して、高橋、江頭両校長を佐け、学校の内容充実に努力し、大正元年八月出で、県立佐賀高等女學校教頭となり、当時の住友校長を補佐し、頗ぶる令名があつたが、今度また再び入て、本校長の榮職に就いたのであつた。

大坪校長は日本婦人として、充實完全せる人格を生徒に作らしめん爲め、教育勸諭、戊申詔書、國民作興に

運動の選擇

する詔書の御趣旨などを奉體し、忠、孝、慈、貞の四大徳を奉けて、本校教育の根本精神とし、更に時弊と地方弊とを矯正する目的を以て、勤勉、節儉、柔和、従順、嫺雅及び優美の諸徳達成に努めてゐた。

運動遊戲の如きも多種多様あるが中に、本校では大体左の方針の下に、其の種類を選擇してゐたのである

一、体育育的価値の大なるもの

一、過激ならざるもの

一、趣味の多きもの

一、準備に多くの時間を要せざるもの

一、優美にして風紀上害なきもの

生徒の服装

また服装は、従来日本服に袴(海老)を用いたるが、日本服は一面勝れたる点もあれど、活動盛りの女学生の服装としては、不便不自由の点多いので、本校は多年研究の結果、洋服を以て準制服とし、且つ之を奨励することゝした。

生徒一千名に増員

愆くて大正十一年三月、生徒定員を八百五十名とし、成るべく入学の希望を充たすことに努めたるも尙ほ充分ならず、昭和二年二月二十三日更に生徒定員を一千名に増加した。

寄宿舎廃止

此の頃県下各地にも中等学校の設立を見、一方交通機關の發達に伴ひ、汽車通学や自転車通学を為す者多く、学校の寄宿舎は大抵空室多きに至り、学校は寄宿舎を廃止するの風ありて、本校亦昭和六年三月限り、寄宿舎を廃止した。

三十五週年記念式

昭和十一年十月十六日、本校創立三十五年式記念祝賀会を開き、当校の功勞者、永年勤続者等を表彰した、因に本校の歴代校主及び校長氏名左の如し。

歴代校主

第一代 千葉 常男 第二代 千住 虎吉 第三代 長谷川良之

歴代校長

第一代 高橋喜太郎 第二代 江頭幾三郎 第三代 西村 謙三

第四代 大坪 敬通 第五代 牛島 眞夫 第六代 大塚 岩市

第七代 増田 綱夫

第二十章 清和高等女學校

第一節 創立時代

初め実科女學校

本校は明治四十四年四月の創立にして、市内与賀町、内田清一の経営する所であつた、是より先き明治二十九年、清一の兄内田常吉郎、同地に必習学館を設けて、中学校及び実業学校の豫備教育を施してゐたが、二暨の冒すところとなり長逝したので、其の弟清一は時勢の要求する所を察して、明治四十四年三月必習学館を廢止し、其の校地、校舎を以て女學校とし、子女の向学心に燃えつゝ、不幸、入学し得ざる悲運に在るものを救済する目的を以て、同年四月本県知事の認可を得て、茲に実科女學校を創設し、女子教育を開始するに至つた。

其の後大正元年より二年にかけ、校舎の西側及び東側に二階建一棟づゝの教室、便所及び平家建て一棟を新築し、同時に必習学館の旧校舎一棟を解崩して校舎の整理拡張を図つた、大正二年九月改称して私立佐賀

佐賀実科高等女
學校

清和高等女校となり
生徒数六百名
となる

生徒定員八百名
となる

中島校長辭職

小学校裁縫教員
無試験

山口校長辭職

実科女学校と云つたが、大正七年四月文部省の認可を得て、組織を變更し「私立佐賀実科高等女学校」と改め、同年六月、中島善之を校長に任命せられた、是れ本校が高等女学校制を布く初めである。

第二節 高等女學校に昇格

既にして大正十三年四月、文部大臣の認可を受けて高等女学校に昇格し、清和高等女学校と稱し四月二十五日を以て本校の創立記念日と定めた、同十四年四月生徒の定員を六百名となした、同年五月講堂兼屋内体操場を新築し、八月旧校舍東西の二棟を合併して改築し、翌十五年四月正面に二階建の一棟を増築した、此の年十月生徒定員を八百名に増加し益々女子教育に奮進した、昭和三年十月運動場を拡張し、五年四月より体操科の一部として武道なぎなた刀形を用ゆることゝなつた、同十一月、二階建の特別二教室を増築した、而して同六年四月修業年限一ケ年の補習科を設置し其の定員を五十名とする、五月中島校長退職し、同月本校教諭山口助二、校長事務取扱を命ぜられた。

昭和七年三月補習科卒業生に対し、無試験検定に依り、小学校裁縫科教員の免許状下附の特典を与へられた、同八年一月山口助二校長に任せらる、其の年四月生徒父兄会を創設した、同九年四月修業年限二ケ年の補修科を設置した、此の月より第四学年に農業科を加設し、英語科と共に選択科目とした。

昭和十一年六月、山口校長辭職したれば、内田校長は其の後任校長の物色中、前成美高等女学校長大坪勲通が、同校を辭し、東京の鍋島侯爵邸に在ることを聞き、鍋島家に交渉の結果遂に校長に迎へる事となつた、

内田校主逝く

學校は法人組織となる

十三年四月ミシン教室を改造した、此の頃より内田校主は病氣に罹り、起臥常ならざりしが、昭和十四年四月遂に不歸の客となり、同九日清和校の校庭で學校葬が行はれた、同十五年二月文部大臣の認可を得て、法人組織を設定し財団法人佐賀清和高等女學校と改称して今日に及んでゐる、本校は上記の如く故内田校主の經營してゐたところで、歴代校長氏名を挙げば左の通りである。

第一代 中島 善之

第二代 山口 助二

第三代 大坪 敬通

第二十一章 佐賀高等裁縫女學校

第一節 本校の起原

家塾的裁縫教授所

佐賀高等裁縫女學校は、市内与賀町川原小路にあり、校長中島ヤス女の經營するところである、最初明治二十八年まだ校長が、他の公立學校に勤務してゐた頃、父兄の懇請によりて、一人の可憐なる女子に躰と、裁縫手芸とを教へてゐた、それが自然に居村に聞伝へられて、教へを乞ふもの日に月に多きを加へるに至つた、明治三十年、家事の都合で勤務してゐた學校を退き、同年四月より生徒の激増によりて、家塾的な裁縫教授所を開設して専ら裁縫、手芸、家事及び作法等の教授を為してゐた、是が本校設立の起原にして、遠近その學風を聞て習學の徒次第に増加するに至つた。

創立十五週年記念謝恩會

明治三十七年三月、中島女史は子女教育の爲めに佐賀郡鍋島村(その居村)を引括て、佐賀市に移転したが、裁縫

佐賀裁縫女学校
創設

佐賀高等裁縫女
学校

御眞影奉安所設
立

学科目改正

教授は佐賀市に於て、依然故々として勤めてゐたが、恰も其同窓生一同は、裁縫教授所の創立十五年記念、恩会を、大正八年四月二十七日神野のお茶屋に於て開き、年来の恩義を感謝した。

鍋島村の旧宅は既に不用に属し居るも、祖先の遺物なるを以て、空しく雨露に曝すに忍びず、之を解き崩して当地に運び、大正九年二月裁縫教室増築の用に供し、爾来益々生徒の数増加して、遂に学校組織の必要を痛感するに至り、大正十二年四月一日其の筋の認可を得て佐賀裁縫女学校を創設した。

既にして昭和二年四月及び同三年九月に校舎を増築し、生徒を收容してゐたが、昭和四年二月十六日従来組織を改め、職業学校規定に拠り文部大臣の認可を得て、同年四月一日より佐賀高等裁縫女学校と改称した、そして翌五年三月本校の師範科卒業生に対し、無試験検定を以て、小学校裁縫専科正教員の免許状を授与する旨、本県知事より示達せられた。

此等は凡て中島校長努力の賜にして、昭和六年五月東京に於ける、鍋島侯爵母堂エイ子の主宰する佐賀同郷婦人会より金員の寄附を受けたので、之を以て御眞影奉安所を設立した、翌年度(昭和六年)より生徒定員を四百名とし本科の修業年限を四ヶ年に改めた。

第二節 學校 改 築

職業学校規定第六条第二項の改正により、昭和七年度から本校の学科目を改正し、昭和八年度より専攻科を廃して、家庭科及び第一師範、第二師範科を置くこととした、同年十一月帝國教育会創立五十週年記念式

典にあたり、中島校長は教育功勞者として表彰を受けた、翌九年六月生徒の父兄後援会を設け、八月実業教育五十週年記念事業として父兄後援の下に、卒業生その他、特志の寄附を得て、本校に家事室を増築した、昭和十一年十二月五日佐賀市公会堂に於て本校創立十四週年(佐賀裁縫女學校より)並に創業四十週年記念祝典を挙行するに至つた。

本校は設立以來、増築また増築に着手し、教授上その他に不便尠からざるより、断然従来の校舍を改築する事とし、昭和十二年五月二十三日その協議を為して工事に着手し、翌十三年三月工事竣成して其の落成式を挙げた、十四年運動場を設けて、生徒の運動に便宜を図つた、是より先き昭和十三年三月三日じようみの佳節を以て、校旗を制定し本校の標識とした、學校の施設としては

學校改築

學校施設

教授上

- (イ) 教授研究会
- (ロ) 早縫競技会
- (ハ) 展覽会
- (ニ) 書道講習会

訓育上

- (イ) 學級常会
- (ロ) 學校常会
- (ハ) 宿議訓練
- (ニ) 作業奨励
- (ホ) 朝 禮
- (ヘ) 月曜訓練
- (ト) 登校下校訓練
- (チ) 躰方 励行
- 其他三項
- 体 育 上

- (イ) 鍛鍊 遠足
- (ロ) 歩行 励行
- (ハ) 聯合体操
- (ニ) 課外遊戯練習

などにして其の他、課外講話、父兄会総会、學校總會を開催してゐる、又生徒の数は現在五百八十五名で、

卒業生は昭和十四年度分まで、総数二千〇三十名を算してゐる、但し大正十二年の佐賀裁縫女学校時代からの数にして、尙ほ家塾時代からの分を加算すれば、三千五百餘名に上ると云ふ。

第二十二章 佐賀高等簿記學校

創立事情

佐賀市に各種公私立の學校ありて子弟の教養に努めつゝあるが、小学校の學業を終へたるものを短期間修學せしめ、実務に就かしめんとする教育機関に乏しき為め、此等の希望を有する者は、近県都市に遊學して其の目的を果しつゝあるを遺憾とし、また商工会議所の商業実務員の學力檢定試験に應ぜんとする者の為め、其の希望に應ずべく、學校設立者が多年の斯學指導の經驗と、最も精神的教育に重きを置き、社会の実務に必要な學科を授け、実社会の人材を養成せん為め、大正十二年十一月一日私立佐賀高等簿記學校を佐賀市小町に創設したのである、學科としては

修身	公民	簿記學	簿記法	商業算術
珠算	暗算	商業要項	商業作文	商業心理
普通學科	習字 (毛筆 硬筆)	体操教練	家庭科	生花 (希望者)

を授けてゐる、其の創設當時は生徒僅かに九名に過ぎざりしが、昭和十四年度までの生徒数は千〇六十五名に及び、其の間卒業生を出すこと九百六十二名に達してゐる、現在本校の職員は五名であるが、外に嘱託四名、書記一名を置く、校長は第一代小柳啓次郎、第二代(現)は古本榊市で、想ふに同校は校長の經營である。

卒業生數

學校職員

學校の主義訓練

教授は徹底主義、実務主義で飽くまで徹底すべく努め、実社会の実務に就き直に間に合ふべく実務本位を旨とし、訓練は自治主義、鍛錬主義にして生徒をして自戒自治の立場に置くと雖も、其の実施するに当りては假借なく、厳に鍛錬せんことを期してゐる、又身体検査、朝会、朝の体操等をも試み、事務はなるべく簡捷にして即時に完結するを主とし、職員朝会（主として打合せ）、職員会を開きて學校に關する事項を決議してゐるのである。

第二十三章 小學校教育

第一節 明治初年の小學校

学制頒布

明治四年文部省が創設されて、佐賀の先進、大木喬任文部卿となるや、翌五年「学制」を頒布して邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期した、各地に於ても其の主旨に遵ひ教育を施したが、明治初年より十年前後までは教育の要旨が、明瞭に定められてゐなかつたので、各地各様の主義方法の下に教育が施行されてゐたのであつた。

神社寺院等を校舎に借用

素より今日の如き完備せる學校もなく、其の校舎は神社の拜殿、寺院、武道場の跡、私塾の跡、民家などを一時借用して授業を開始してゐたに過ぎず、教育の方法としても勿論旧式であつて、生徒の数も尠なく、或は一組の戸数中数名を抽籤して強制入学せしめた位であつた、而して其の頃は尙ほ町村の整理も出来てゐないし、また統一もされてゐない、シカモ今日の町村内に幾多の小村分立し、小學校も数ヶ所に存立され、村内各

教育令發布

所に種々な名前を冠せる小学校が設立されてゐた、それが漸次に町村の整理さるゝに従ひ、校舎の移転改築等の諸問題が各地に起て来た。

明治十二年九月「教育令」が發布されて、同時に「学制」が廢止さるゝ事となつた、学制は欧米の教育制度を模倣し、規模宏大、秩序整然として称賛すべきものなきにあらざるも、当時我國の民情、文化の程度に副はざるものありて、新に「教育令」を制定して「学制」を廢止するに至つたのである。

小学校則綱領

明治十三年十二月更に制度改正が行はれ、之に依り就学の強制が一層強くなり、茲に初めて「学制」の所謂「邑に不学の戸なからしむる」の精神は、其の基礎を固め、面目を一新さるゝ事となつた、十四年五月「小学

生徒は單語篇の
絵を讀む様なも
の

校則綱領」が發布されたが、其の頃の小学校は下等科、上等科に分れ、下等科は八級、上等科は四級位まであつた、其の後の改正に依り初等、中等の二科となり、入学初めを初等六級とし、教科書も府県に依りてまちくなりしが、当地方では「單語篇」として「糸、犬、錨」と図解板を教師が鞭の先きで指し教へたので、何の事はない、生徒は図解板の絵を讀んでゐる様なものである。

初等五級からは小学読本と云ふ教科書に依り、上級に進むに従ひ日本地誌、日本歴史、万国地誌略、万国歴史などが教へられた、そして此の頃は一ケ年に春秋二度の学級試験が行はれて及落が定められてゐた。

第二節 尋常、高等の小學區別

尋常科高等科を
設く

明治十四年五月小学校則綱領が發布され、同十九年四月小学校令が改正されて、学区の改正、編成の改革

あり、従来の一年二期の学級進級試験を廃し、尋常科を一年より四年まで、高等科を一年より四年まで、即ち小学校の全科程を八ヶ年修業とし、一年一度の進級試験となれるを以て、若し進級試験に落第の場合は、小学校全科程を終るに九年または十年を要することとなつた。

明治二十三年十月三十日、国民教育の大精神なる教育勅語が煥發せられ、同時に小学校令の改正あり、町村も漸次統一の氣運に向ひたれば、各町村に尋常小学校を置き、別に数村の組合を以て高等小学校を建設し、尋常小学校の卒業生を高等小学校に收容する事となつた、然るに明治二十六、七年から、漸次に尋常、高等小学校の併置が行はれ、次第に内容の整理統一が實現され就学、通学にも便宜を来し、町村の統一と共に教育普及の実は愈よ現はれて来るやうになつた。

恁て明治四十一年三月、義務教育年限が六ヶ年に延長され、従来の尋常科は六年までとなり、高等科の四年は二年までとなつた、之が為め各地とも設備、編成、内容等に大革新を来し、また組合立の高等小学校は多くは解散して、各町村とも尋常高等併置の小学校を見るに至つたのである。

斯の如く学校の形式が整理さるゝと共に、国民道德の中心觀念を涵養せしむる為め、明治二十二年四月畏くも 明治天皇及び昭憲皇太后兩陛下の御眞影を學校に賜ひ、尙ほ 大正、今上御代々の天皇、皇后兩陛下の御眞影を學校毎に奉戴せしめられ、恰も聖天子の大御前に奉侍する如き壯嚴緊張せる氣持ちの裡に、國民觀念が一層強めらるゝ事となつた。

昭和三年四月本市は市視學を設置して斯道の完璧を期した、又身体方面の施設としては、明治二十七年文部省訓令にて体育衛生に注意し、同三十一年一月學校清潔方法の標準を示達し、三十三年一月公立小学校に

教育勅語煥發さる

義務教育年限六年となる

御眞影を賜ふ

佐賀市の体育施設

学校医を置くこととなり、進んで大正九年には学校看護室を設け、児童の負傷、疾病等の急に備へ、大正三年四月には学校看護婦を置いて、此等救急の処置をも執らしむる事となつた。

第二十四章 勸興小學校

第一節 勸興校の生徒

学制頒布と共に廃止された藩学弘道館の蒙養舎を継承して、明治七年七月市内北堀端に設置されたのが勸興小學校である、校舎は旧蒙養舎の建物その儘で、收容の学童は専ら旧藩士族の子弟のみであつた、其の時代はまだ封建時代の殘夢醒めず、小學校にしても小路者（こうちもの）（即ち旧士族の子弟）と町家者（まちやもの）の子弟とが區別して就学してゐた、当時の教師には

相良 平作（善）（頼）

千住 虎吉

迎 文吉

相ノ浦又六

北島八十吉

堤 清三

中橋又四郎（孝）（至）

久糾 俊芳

横尾 良暢

高岸 友一

中川矢志馬

などの人々があつた、學風は殆ど弘道館の遺風を受けて頗る嚴重にして、悪戯（いたづら）をすれば教師から教鞭で打たれもするし、小學校に拘留所があつたのも亦、此の時代のことであつた、生徒も亦実に乱暴で學校の退校頃に馬でも曳て北堀端を通つたらソレこそ災難、勸興生徒が一齊（いっしょ）に喚声（さけび）を浴びせ、馬驚いて狂奔せんとす

生徒の服装

るを、馬士は引止めようとする、小さな生徒等が小石を抛ける、馬は愈々荒れ狂ふて遂には馬士諸共に城壕の中に駆け込むと云ふ騒ぎ、それが面白さに屢々斯かる騒ぎを演ずるので、退校時刻には生徒の悪戯を怖れて、誰も通行する者がなかつた位であつたと云ふ。

其の頃の生徒の服装は、袖着物に短袴で、袴齒の下駄に藁又は棕櫚の緒を立て、穿き、筒袖の着物は餘り着たるを見受けない、学校の休憩時間に相撲などをして、片袖引きちぎる者は沢山で、無論帽子を冠る者はない、夏の暑き日などには袖を冠つて帰る腕白者も沢山ゐたとか。

学校の休み時間や、放課後帰宅してから戦争ごっこなどする時は、竹木の小切れを持出で、打合ひ、或は瓦礫を飛ばして真剣にやるので堪らない、それで負傷する事も屢々あるが、石合戦で遁けたり又は喧嘩して泣いたりしたら、多くの者に「泣けべす」だ、「卑怯者」だと、嘲笑される、ソレが小供心にも恥かしいから、喧嘩して負けても泣かぬのを誇としてゐた、要するに負けじ魂の養成と、武士的氣風の發露と、葉隠れ精神を知らずの間に養成したもので、勸興以外の学校では斯んな學風は見られない、蓋しそれが一面に武家小學校の名を為せる所以かと云ふものがある。

第二節 侍從御差遣

武家學校と称へられてゐた勸興小學校も、明治十五年公立勸興小學校となりて、初等科及び中等科を置き、同十九年尋常、高等の両科を置くと同時に、尋常科は師範學校の附屬代用小學校となりて明治二十三年七月

師範附屬校となる

高等科を廃止

松原校の跡に移る

侍従御差遣

本校創立五十年記念式

教育勅語煥發四十年記念式

学校看護婦設置

歴代校長

に至つた、同三十二年四月男女別の高等小学校を設けらるゝに及び、高等科を廃して「勸興尋常小学校」と改称し、従来の所謂「土族学校」の習慣を改め、市内の各尋常小学校と区域を分ち、一般子女をも就学せしめた。

既にして明治四十二年四月佐賀高等女子小学校廃止せられ、其の後同年四月一日、増設せられたる松原尋常小学校も亦、明治四十五年三月廃校となつたので、同校生徒の一部を併せて松原校の跡に移転し、旧勸興の校舎は之を分教場となした、然るに年々学齡児の数は増加する一方なので、遂に大正二年四月二十日校舎を現在地(第二水源地傍)に新築するに至り、同年十二月二十五日工事完成して翌三年一月全部之に移つた、大正五年十一月陸軍特別大演習の際、特に勅使松浦侍従を御差遣ありて、長くも本校教育に就て御下問の光榮を荷ふ事となつた。

恁て大正七年四月、本学区中の与賀町第一区、及び第二区を分離して赤松校区域に編入せられ、大正十一年十月学制頒布五十年記念式を挙行、同十三年十一月本校創立五十年記念式を行ひ、記念事業として御聖影奉安殿を建設した。

昭和三年六月学校歯科医を設置し、同五年十月教育勅語煥發四十年記念式を行ひ、記念事業として運動場を拡張した、昭和七年八月久富邦雄の寄附により、生徒の看護室一棟を新築し又学校看護婦を設置して生徒の疾病負傷等に備えた、昭和十二年五月大楠公の銅像、藁隠之碑を建設して児童の修養に資するところがあつた、因に本校歴代校長の氏名を挙ぐれば左の通りである。

第一代 千住 虎吉

第二代 白浜 知義

第三代 永田庫之助

- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 第四代 | 前田嘉一郎 | 第五代 | 山口又四郎 | 第六代 | 中島 治雄 |
| 第七代 | 辻 源六 | 第八代 | 倉富 半三 | 第九代 | 浜野素次郎 |
| 第十代 | 東島 六三 | | | | |

第二十五章 日新小學校

第一節 最初の日新校

博文小學校から
日新小學校

改築の場所

日新校の初めは明治七年、佐賀戦役後に市内伊勢屋町太神宮の附近、岸川町に曲るまでの間に左側に博文小學校といふのがあつた、同八年其の學校が公立日新小學校と改称し、同十五年新に校舎を改築したのである。

改築された日新小學校は、長瀬町西念寺の裏に当り、川を隔てた土井にして、六座町から架橋した北向き
の學校であつた、明治十九年學令改正に依り従来の初等科、中等科を廢して新に尋常科、高等科を設け、各
科四年づゝの制となり、同二十一年四月高等科の分を、公立高等成章小學校と指定せらる、明治二十二年市
制実施に依りて、長瀬町戸長役場の管理を離れて市長の管理に屬した。

明治二十四年十一月高等成章校は分離して白山町に移り、同時に日新尋常小學校と改称した、三十三年七
月校舎一棟を増築し、同三十五年公立商業補習學校を附設せられた。

同四十一年四月義務教育の延長に伴ひ、第五學年を設け、同四十二年四月第六學年を設けた、同四十四年
七月一日校舎全部を改築すべく、長瀬町の北裏(現在の所)に地を相して之が改築に着手し、同四十五年二月二十

校舎全部改築

成章高等校分離

商業補習校廃止

創立五十週年記念式

プール建設

六日工事全部竣工せしを以て、同年三月六日之に移転し、同時に学区変更の結果十八学級に増加し、四月三十日落成式を挙行した。

第二節 創立五十年式典

大正五年六月、曩に明治三十五年附設せられた商業補習学校は、市立商業補習学校の分教場となつたが、同年四月市補習学校統一の結果、当校施設の同分教場はこれを廃止した、同年五月櫻井式体操器械を据付け、児童の体育發達に資する所があつた。

大正十二年四月佐賀郡鍋島村大字八戸区の児童を、正式に本校の委託児童として受託、又同月より市内上多布施町中折区の児童を当校通学の事に変更せられた、同十三年四月養護室及び学校看護婦を置き、同年五月本校創立五十週年記念会を挙行し、本校出身者及び父兄の企画に依り一基の記念碑を建設し、また同十五年ピアノを購入し、同年九月職員、児童、父兄の労働寄附により児童に水泳の練習を為さしめんため、鉄筋コンクリートのプールを建設した、昭和八年十一月区民の寄附に依り、奉安殿を落成する、曩に委託されてゐた鍋島村大字八戸の委託児童は昭和十一年四月より、尋常三年までを受託することゝなつた。

大正九年四月建設した相撲場を新しくせん為め、昭和十一年十一月改築した、同十三年八月二階建の校舎一棟落成し、同十四年八月、青少年学徒に賜はりたる勅語を拜戴した、而して当校歴代校長氏名を記すれば左の通りである。

第一代	田中 五郎	第二代	石井 忠世	第三代	広渡 顕展
第四代	秀島 善盛	第五代	光石 金吉	第六代	西 善平

- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|--------|
| 第七代 | 富永五藤治 | 第八代 | 西川 利八 | 第九代 | 江里口庄太郎 |
| 第十代 | 福島清太郎 | 第十一代 | 伊東 玉名 | 第十二代 | 岸川 義弘 |
| 第十三代 | 平野 又雄 | 第十四代 | 田原 恒弘 | | |

第二十六章 循誘小學校

第一節 最初の循誘校

所謂町學校

明治八年九月市の東部の子弟を收容就学せしめん為め、柳町に一小學校を建設して、之を循誘小學校と稱へた、勸興小學校は士族の子弟のみを就学せしめ、循誘、日新両小學校は町家の子弟を收容する所謂「町學校」として立ち、其の校風も異なるところがあつた。

循誘尋常小學校

本校も亦中央及び県の学令、学期の改革に依り、其の変更せられた事項の如きは他の小學校と其の軌を一にした所であるが、明治二十四年八月循誘尋常小學校と改称、三十五年四月市立循誘商業補習學校を附設し、区内の子弟に商業智識を補育しつゝあつたが、大正五年四月該補習學校は勸興小學校内に附設せる、市立商業補習學校の分教場となり、同十年四月遂に廢止閉校せらるゝに至つた。

義務教育延長

明治四十一年四月義務教育年限の延長に伴ひ、同年尋常科五学年を加設し、同四十二年四月更に尋常科六学年を設け而して六ヶ年の義務教育を完備した、斯くて就学児童は年々増加し来り校舎の狹隘を告ぐるより、明治四十四年六月一日、佐賀郡巨勢村の地内に田畑九千九百一十一坪五合を買収して校舎の新築に着手し、同

放火魔現る

四十五年二月二十六日竣工（工費四千二百十五円）したれば、同三月末新校舎に移転開校した。既にして昭和八年夏の頃、九州、四国地方の各地に於て、学校、神社、寺院、其他の大建築物を直指して、盛んに放火する者あり、世に之を放火魔と称へるたるが、同年六月十六日本校も亦彼の放火魔の焼く所となり、遂に学校の一部を焼失するに至つた。

第二節 放火魔の災禍

県下に於ける放火魔の災

昭和八年の夏、不可思議な放火あり、此の放火は初め長崎県下にあらはれ、次で本県に入りて西松浦郡外尾小学校、有田町の桂雲寺、杵島郡武雄町の広福寺等を焼き、本市に入りては中町の天理教々會堂、大財町の山崎石油タンク等に放火し、更に六月十六日夜十時三十分頃当校また此の災禍を被むつた。

放火魔の敏捷

其の放火するや最も敏捷にして最も凄しく、一時に火の手を揚げる有様は物凄く、何地に於ても同様の敏捷さで、其の放火する家屋は多くは寺院、学校等の大建物、若くは他に延焼、類焼の累ひなき工場建物を目指し、人家櫛比せる目ぬきの場所には放火せず、是を以て放火犯人は或種の思想犯人ではないかとも疑はれてゐるが、其の出没自在なると放火の敏捷とは、実に驚くばかりにして人間の所業とは思はれざるより、誰れ謂ふとなく放火魔の名称を以て呼ぶ様になつた、其の筋では血眼になつて逮捕せんと警戒怠りなきも、巧みに其の目を免かれて縛に就かず、一方流言蜚語なども行はれ、恐怖も手伝ひ各町では毎夜交替で夜警団を組織して常に徹宵自警する有様であつたが、其の後放火魔は久留米に去り、熊本、大分両県下に至りしもの

本校火災の当夜

如く、同地方に当地同様の放火があつてゐる事を新聞紙は報じてゐた。

本校では火災の当夜、学区内の有志、生徒父兄等集合して、物騒極りなき近時、殊に放火魔の跳梁する際万一の事ありてはと、学校対策に就て協議を為し、議、終へて同夜十時頃散会したが、皮肉にも散会后三十分を経過した十時三十分頃には、既に炎上して忽ち大騒ぎとなり、消防組その外の盡力により、講堂その他教室（五教室）を烏有に歸し漸く鎮火するに至つた、其の発火焰上の迅速なること眞に放火魔の名に背かざるものがあつた。

第三節 火災後の復舊

奉安殿を建設

学校では火災後の復旧に着手し、昭和八年十二月十八日差当り教室一棟（五教室）建築し、授業を進めてゐたが、同九年五月二十二日初めて御眞影奉安殿を建設して、火災其の他万一の變に對する策を講じた、同十年十月十八日火災の復旧工事として、講堂一棟（階上講堂、階下教室その他）を建設し、漸く復旧工事を完了するを得た。

体育諸設備

此の年十一月二十五日少年団を組織し、昭和十一年七月警防団生る、また婦人会、男女青年団を興し、同十二年六月桜井式体操用具を完備し、同十一月体育奨励の爲め相撲場をも建設した、校庭西部の運動場は屢々埋立を実施してゐたが、同十二年十二月を以て埋立を完了することゝなつた、昭和十三年十一月三日校旗、校歌を制定し、翌十四年十一月十四日本校創立五十週年記念会を催し、記念事業として学校前より柳町に至る

本校創立五十年
記念会

通学道路をも開通した、本校歴代校長としては左の人々があつた。

第一代	竝江 廷龍	第二代	小森秀一郎	第三代	長沼 利郷
第四代	永田庫之助	第五代	宮原 友一	第六代	野中彦太郎
第七代	中原 勇藏	第八代	福島清太郎	第九代	小田 匡
第十代	横尾 竹次				

第二十七章 赤松小學校

第一節 校舎は舊城本丸跡

創立の当時

就学児童の年々増加するに従ひ、明治四十一年四月新一小學校が創立された、是を赤松尋常小學校と名けられた、創立の当時は市内北堀端の佐賀高等小學校舎の一部と、佐賀市役所内の市会議場の一部とを以て其の教室に充てゝゐた、児童は四百九十名、職員の数は十二名で辻源六これが校長であつた。

既にして旧佐賀城本丸跡の建物を假校舎として、之に移転し授業を始めたが、大正五年四月市立商業補習學校の分教場を同校内に附設せられ、大正六年十月校舎三棟を、前記本丸跡に新築起工された、而して大正七年四月学区の変更ありて、赤松校の区域を水ヶ江町、下今宿町、与賀町の一部と決定された、大正八年三月新築中の講堂並に校舎五教室も成り、翌九年八月全部の工事竣成して、其の年児童養護室をも設け、疾病負傷等不時の用に備へた。

校舎を本丸跡に
新築

旧藩公の居室は
永久保存

赤松小學校

城濠埋立て



校 内 の 閑 叟 公 居 室

校舎は旧城本丸跡の事として、校舎に隣接して尙ほ現存してゐる旧藩主の居室がある、古びてはゐるが由緒ある旧藩時代の建物なればこれに修繕を加へ永久に保存し、藩政当時の資料に供すべく、大正十年六月之に大修繕を施し、永久保存建物とした、そして此の年、本校に附設せられたる商業補習学校分教場は之を廃止された。

大正十一年四月本校に東隣せる佐賀商業学校と校地を分割して其の境界に石垣を築きて界を明かにしたが、石垣の敷地並に石垣は佐賀市が之をなしたるを以て市有地とする。

第二節 創立二十五年式

大正十一年本校の西側なる旧城濠の土手、及び石垣などを取壊し南側の城濠を埋立て、約七百餘坪の運動場を拡張した、同十五年十

一月学校看護婦を設置して児童の救急に備へ、昭和二年校舍に隣接せる旧刑務所用地の一部七百坪を大蔵省より払下けて学校用地となし、更に昭和三年四月より同八年四月に亘りて、学級を二十七学級に増加した。

同八年九月西側に二階建の新校舍一棟を増築し、十月西側の運動場亦竣成し、同十一月三日、本校創立二十五周年記念会を挙行した、翌九年四月学級を二十八と為す、二階建の教室を南方に延長しゐたる工事は、昭和十年五月に至り全く竣工した同十四年十二月旧藩主の居室を郷土館として利用し、昭和十五年三月佐嘉城天主閣跡に記念碑を建て、小公園的に之を美化した、本校初代校長は辻源六にして以下歴代校長としては左の人々が就任してゐる、又昭和十四年までの卒業児童の数は四千九百六十六名である。

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|--------|
| 第一代 | 辻 | 源六 | 第二代 | 濟木 | 庄八 | 第三代 | 江里口庄太郎 |
| 第四代 | 東島 | 六三 | 第五代 | 平野 | 又雄 | | |

第二十八章 神野小學校

第一節 多施布校と神野校

多施布校と神野校
神野尋常小學校

明治十二年の頃佐賀郡多施布村に多施布小學校があり、同神野村字愛敬島に神野小學校があつた、そして明治十三年七月神野小學校は、大字神野の又ノ八十七番、即ち今の佐賀駅北側の地に校舍を新築して之に移転し、多施布小學校は同十七年神野小學校の分教場となつた、明治二十一年教室一棟を増築し、同二十二年市町村制実施に伴ひ、村を神野村に統合せらるゝに及び、小學校も亦之に統一せられ、同二十五年四月神野

神野尋常高等小
学校

佐賀市長の管理
となる

神野小学校

尋常小学校と改称するに至つた、明治三十五年六月校舎を掘江神社の側(現在の位置)に改築して之に移る、而して同三十七年三月高等科を併置して神野尋常高等小学校と称し、校舎一棟を増築したが、明治四十二年三月更に一棟を増築した。

既にして大正五年に至り、御大礼記念として講堂一棟を建設し、同九年四月と翌十年四月とに一学級づゝを増加し、十年八月また一棟を増築した、大正十一年十月一日神野村を佐賀市に併合せらるゝに及び、同村長の管理を移し佐賀市長の管理する所となつて、佐賀市立神野尋常高等小学校と称するに至つた、当時十五学級を有し、児童の數八百二十九名を算してゐた、翌十二年八月校舎一棟(平家建、百二十一坪、四教室)を増築し、大正十四年十月旧校舎全部の土間廊下を板張廊下となした。

第二節 學校の諸設備

學校看護婦を置

大正十五年二月特志者の寄附によりて、ピアノ一臺を備付け、昭和二年九月校地五反六畝歩を拡張し、此の年十二月二十三日平家建の八教室(二百五十三坪)の校舎一棟を増築した、是より先き同年四月児童養護室を設け、又同年十二月學校看護婦を設置した。

高等科を分離し
て佐賀高等小
学校に併合す

昭和四年一月十九日校舎(二階建て、九十九坪)一棟を増築し、又同八年十月十八日講堂、並に校舎を改築した、講堂は階上百五十坪にして階下は特別室となす、同九年二月二十四日奨学会の寄附に依りて奉安殿を新築し、同十年四月一日併立してゐた高等科を分離して、佐賀高等小学校に併合し、佐賀市神野尋常小学校と改称し、

同月尋常科を二十一学級と為し、十二年四月一日更に二十二学級とした。

昭和十二年十月、氣候追々厳冬に向ふにより、児童の為に弁当温めの設備を為し以て嚴寒冷凍の日にも、児童に温き弁当を喫することを得せしめた、十三年四月篤志者の寄附に依り雨天体操場兼剣道場七十坪を増築し、同年二月二十一日これまた篤志寄附を受けて国旗掲揚臺、及び講堂の暗幕設備をなした、而して当校の卒業生は昭和十四年までに、尋常科二千六百七十八名、高等科(昭和十一年三月まで)八百七十名を算せるが、当校の歴代校長氏名は左の人々である。

第一代	江副鷹之助	第二代	大島 親	第三代	笠原保一郎
第四代	中原 勇蔵	第五代	前田嘉一郎	第六代	松尾 良八
第七代	古川 榮	第八代	木村 源吾	第九代	相浦 繁六
第十代	北村三津次	第十一代	橋本 五郎	第十二代	浜野素次郎
第十三代	東島 六三	第十四代	松尾 又六	第十五代	馬場 勘八

第二十九章 佐賀高等小學校

第一節 勸興校と成章校

明治四年「学制」頒布せられて佐嘉藩弘道館廢止となりたれば、北堀端に在りし同館の一部を勸興小學校となし、之に旧士族の子弟を收容就学せしむる事となり、一般子弟は柳町の循誘校、六座町の日新校、白山

明治十九年尋常
高等に分る

町の明倫校、三小學校で教育を施してゐた、此の故に勸興小學校と他の小學校とは自ら學風を異にし、其の間種々の悪弊もあり、不便も生じてゐた。

時に明治十九年四月、小學校令改正發布され、学区の改正、編制の改革ありて、同時に従来の初等科、中等科を廢し、新たに尋常科、高等科を設置さるゝ事となつた、是に於て勸興小學校は此の小學校令に遵ひ尋常、高等兩科を置き、日新小學校も同様、尋常、高等の兩科を置きしが、明治二十一年四月高等科の部分を、公立成章高等小學校と命名、指定して成章高等科は他の日新、循誘、明倫の三小學校にも設置さるゝ事となつた。

恁て明治二十四年九月如上の明倫、循誘、日新の三小學校に設置されたる高等科を合併して一校と為し、白山町の明倫小學校を廢止して、其の跡に成章高等小學校を開校する事となつた。

既にして明治三十二年四月成章高等小學校と、勸興小學校の高等科を合併し、新たに佐賀高等小學校を設立し、茲に一高等小學校及び勸興、日新、循誘の三尋常小學校を現出することとなつた。

而して成章高等小學校は、其の存立僅かに八年にして閉鎖廢校となつたが、同校に教へを受けた者は千数百名に及び、其の卒業生亦四百名を超ゆると云ふ、然るに母校の址は地域既に變遷して之を索むるに由なからんとするを遺憾とし、同校の卒業生有志は其の校地たりし白山町八幡社境内の一隅に「成章校之址」なる記念碑を建て、在りし日の母校を偲ぶ一端とせんとて昭和十二年六月之が建設を為した。

第二節 男女別の學校

明倫校を廢して
高等小學を移す
佐賀高等小學校

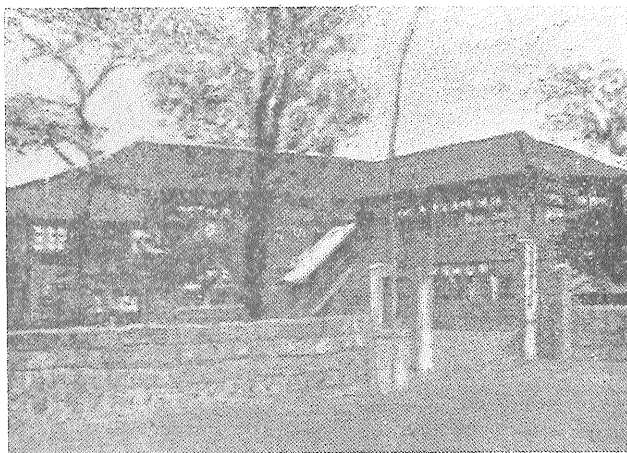
男子部高等科

女子部高等科

男女高等学校合併

商業補習校附設

明治三十二年四月佐賀高等小学校設立さるゝや、男女各別に校舎を設け、男子部を佐賀高等小学校と唱へ、旧佐賀藩弘道館敷地跡の一隅（現佐賀市）に創立せられ、その二階建ての講堂は弘道館の遺物として由緒ある建物だと云はれてゐた、女子部は其西に隣接（現在の佐賀警）して設けられ、佐賀高等女子小学校と称してゐたが、後ち小学校令の改正に依り明治四十二年四月高等女子小学校を廃して佐賀高等小学校（即ち）併し、全市の男女高等科の児童を收容することゝなり、同時に修業年限を二ケ年となした。



元佐賀高等小学校女子部ノ校舎

大正十年四月市内の各尋常小学校に附設してゐた、市立商業補習学校を打つて一丸と為し、佐賀高等小学校に附設し、各尋常校の商業補習校を廃止した、同十五年四月児童養護室を設け学校看護婦を設置するに至る、本校創立以来の歴代校長氏名は左の如くである。

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 第一代 | 横尾 義男 | 第二代 | 白木 甚作 |
| 第三代 | 山口武太郎 | 第四代 | 横尾 繁六 |
| 第五代 | 永田庫之助 | 第六代 | 山口又四郎 |
| 第七代 | 富永五藤治 | 第八代 | 済木 庄八 |
| 第九代 | 江里口庄太郎 | | |

第三節 女小學校

訓蒙女小學校と
成美女小學校

女小學校の女教
員

明倫小學校

明治初年の頃は小學校時代から男女を区別して學校を設け、女小學校も市内に二ヶ所設立されあり、其の一は松原神社の北部、即ち元の佐賀警察署のあつた所で、其の名を訓蒙女小學校と云ひ、また其の一は与賀町なる与賀神社の「下の宮」の辺り、即ち今の清和高等女學校の所に在りて、其の名を成美女小學校と云つてゐた、而して此等女小學校の女教員には、田雜伊豫街たぞういよの、江副清、大中梶、及び片山某などの女史が勤務してゐた、今の女教員とは其の資格等に於て違ふ点はあるが、何れも旧藩奥御殿の御祐筆などを勤めてゐた女史達であつて、此れが当地に於ける最初の女教員であつたと謂はれてゐる。

それから白山町八幡神社の傍に在つた「明倫」といふ小學校であるが、これは其の創立等判然せぬけれど、明治七、八年頃であらう、勅興小學校が所謂「土族學校」として、市の中央部に設立された際、一般子弟の就学する學校（當時俗に云ふ町學校）として設立されたものらしい、それが明治二十四年九月の高等科設置に依り、同校に成章高等小學校を移し來りて、同校は廃止となつこと上記の通りである、願れば博文、明倫、訓蒙、成美の四小學校が廢止されたのである、博文小學校は明治の初年、伊勢屋町に在つた小學校で、本篇第二十五章第一節に記する通りである。

斯くて明治三十二年四月、男女別の高等小學校が一旦設置されたが、同四十二年四月合併して一校舎の下に教授を受くる事となつたのである。

第三十章 幼稚園

第一節 幼稚園

佐賀婦人
會附屬

ミシン事業

佐賀婦人会は明治二十五年(?)十月五日の創立にして、慈善事業に努め、日露戦争中は事業部を設け、出征軍人遺家族に対して「ミシン」事業を授け、其の利益全部を之に与へ居りしが、戦ひ終ると共に事業部を廢止し、次で幼稚園の経営に着手し、園主を村田チカグリとし、事務主任を豊増一女として、明治三十九年六月三日開園式を挙行した。

幼稚園経営

幼稚園は佐賀婦人会附屬幼稚園と稱し、創立の当時は市内松原町中ノ小路の古賀製次郎の長屋を借用してゐたが、明治四十二年旧佐嘉城の建家の一部を払下げ、古賀製次郎長屋の西に隣接せる土地(前記中ノ小路)百十坪を借用して、之に園舎を建築して移転した、既にして大正八年八月市内水ヶ江町の新道に、鍋島侯爵家の土地八百餘坪を借受け、更に此処に移転する事となつた。

県の代用幼稚園
となる

本園は明治四十一年以来、県の代用幼稚園となり、本県師範学校女子部教生の実地練習所として今日に至れるが、保育の科目は談話、唱歌、遊戯で手技としては絵、摺紙、組紙、豆細工、粘土細工、草つなぎ、きびがら細工、剪紙、折紙等である。

分園設置と廢止

其の後昭和五年四月七日与賀町賀昌院内に分園を設けたが、同十二年三月二十日都合に依り之を廢止した、

現在の園主は豊増一女女史にして、本園創立以来昭和十四年までの卒業園児は男千五百一十一人、女千百十七人、計二千六百二十八人に達すると云ふ。

第二節 村雲幼稚園

佐賀市に設立せる村雲婦人会は、従来の幼児保育機関が幼児を收容しきれぬのを見て、社会事業の一端として幼稚園を経営することを計画し、幼児身心の向上發達に意を注ぎ、善良優美の風習を慣受せしめ、併せて堅実なる団体生活の基礎を養成せしめんと欲して、昭和四年四月十五日村雲幼稚園を創立した。

創立の当時は市内松原通りに在りて、園児は男女百二十六名を收容補育してゐたが、漸次増加して昭和十四年の修了園児は男九十三名、女七十九名、計百七十二名に達し、尙ほ在園児童四十三名に及んでゐる、保育の科目は佐賀婦人会附属幼稚園と略ぼ同様で、創立当時より鴨打亀一郎を代表者としてゐたが、其の死亡後は岸川正治を代表者とし、目下は中ノ小路に園舎を移転経営してゐる。

第三節 佐賀幼稚園

本幼稚園は米国人シーケー・リップバルド、其の経営の衝に當つてゐる、所謂「クリスト教」の幼稚園である、明治三十三年の小学校令施行規則に依り、学齡未滿の幼児を保育するを目的として、同三十八年四月創立されたものであるが、其の名を「佐賀幼稚園」と称して少数の幼児を集めて補育してゐた。

村雲婦人会と幼稚園

創立の当時

米国人経営の幼稚園

明治四十一年本県の認可を受け、以来欧米各国の優良なる保育法を参酌して、今日に及んでゐるが、日課として唱歌、遊戯、談話、説話、韻律、手技の六種を授けてゐる。

第三十一章 佐賀盲啞學校

第一節 學校の創立

盲啞教授所と盲學院

盲啞學校創立

佐賀県下の盲者並に聾啞者に対して普通教育を施し、將來の生活に必要な特殊技能を授け、特に国民道徳の涵養に資せしむべく、佐賀盲啞學校を設立せんとの計画があつたが、是より先き大正四年五月五日、市内水ヶ江町西田喜平、私立佐賀盲啞教授所を設立し、大正十年三月五日、市内赤松町犬塚竹次は私立佐賀盲學院を設立してゐた、是に於て大正十三年十月二十三日佐賀市役所に於て西田、犬塚及び野口市長、徳永助役、本県學務課長福井茂一、市會議員内田清一、同副島与市などの人々集会協議の上、右の盲啞教授所と盲學院とを合併する事となり、大正十四年一月十九日より市内水ヶ江町龍谷中学校前に民家を借受けて、假校舍となし、佐賀盲啞學校と称して授業を開始する事となつた、これが佐賀盲啞學校の濫觴である。

其の創立者西田喜平、犬塚竹次両者とも依然教鞭を執ることとし、野口市長を顧問に推し、佐賀市職業紹介所長の中原勇蔵を兼任として校長に推薦した、かくて昭和二年十月十日水ヶ江町四一八ノ一及び二の畑地五百二坪を學校敷地として購入したが、未だ校舍新築に至らざるに、同三年二月既に假校舍狹隘の爲め、同月十八日水ヶ江町大木伯記念碑傍の、民家に盲部の教室を假設するに至つた。

初代校長は中原
勇蔵

学校新築

既にして学校新築は昭和三年十二月五日より着手し、翌四年二月一日第一棟落成して之に移転し、同年三月二十日第二棟(小使室)成り、同五年二月二十日第三棟(教室二)成りて、其の年五月三十日官民有志三百餘人を招待して落成式を挙行した。

第二節 縣立に移管

校舍新築落成に先ち、本校創立者で又教師であつた西田喜平は、昭和四年六月三日家事の都合に依りて辞任した、昭和六年三月三十一日盲部の中等部鍼灸科卒業生に対し、鍼、灸、按摩、マツサージの指定認可があつた、同年十二月二十九日寄宿舎新築に着手し、翌七年三月二十日工事竣工した。

県立移管

鍼灸科卒業生へ
指定認可

同八年四月より聾啞部に中等科授業を開始し、初等部豫科を設置した、同九年四月本校は県立に移管され、佐賀県立佐賀盲啞學校と改称し、同時に學則の改正を認可せられた、同年三月三十一日中原勇藏本校初代校長として任命されたが、十一年三月三十一日辞任し、同日浦壁順一校長に任ぜられた。

学科と卒業生

同九年八月五日校舎増築に着手し九月二十八日竣工、同十二年四月寄宿生増加の爲め、民家を借入れて盲部の寄宿生をこれに收容し、十三年四月聾啞部寄宿生收容の爲め、これ亦民家を借用すると共に、寄宿舎を改造して特別教室に充てた、而して昭和十四年までの卒業生は百十八名にして同年の生徒数は百三十五名である、学科目は左の如しと云ふ。

盲部初等科 修身、国語、算術

同 中等科 修身、国語、物理、化学、解剖、生理、病理、衛生、鍼治、灸治、按摩、マツサージ、体操

同 別 科 修身、国語、生理、解剖、按摩、衛生、体操

雙 啞 部 初 等 科 修身、国語、算術、歴史、地理。

同 中 等 科、技 術 科 修身、国語、技芸、図画、体操

尚ほ教授は規律的なる身振りを修熟せしめ、口形教授に依り、発音を会得せんことを期してゐると云ふ。

第三十二章 佐賀市教育會

佐賀市教育會は其の創立明治二十年以前なることは確実なれども、記録の徴するものを見当らず、明治二十三年四月十四日私立佐賀県教育會佐賀市郡會と改稱し、大正六年及び同十年の二回に會則を改め、佐賀郡部と分離して佐賀市教育會と稱し、佐賀県教育會の佐賀市支部會たると同時に、また独立の教育団体となるに至つた。

其の會員は市内に奉職せる小学校教員、學事關係者、一般有志を以て組織せるが、大正十一年十月佐賀郡神野村を市に合併せる結果、會員の數増加して百五拾名に達した、而して重なる事業は

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| (一) | 總 集 會 | (二) | 常 集 會 |
| (三) | 運 動 會 | (四) | 視 察 員 派 遣 |
| (五) | 教 科 研 究 會 | (六) | 聯 合 研 究 會 |
| (七) | 調 査 會 | (八) | 展 覽 會 |
| (九) | 通 俗 講 演 會 | (一〇) | 講 習 會 |

- | | | | |
|------|---------|------|------------|
| (一一) | 学齡児童保護会 | (一二) | 聯合運動会 |
| (一二) | 夏季の体育施設 | (一四) | 校長、首席訓導視察会 |
| (一五) | 教員互助会 | (一六) | 基本金蓄積 |

等にして、其の内基本金は会員よりの徴收、及び有志の寄附金を合せ貯蓄し、昭和十二年十二月豫定の金額壹万円に達せしを以て其の後は蓄積を見合はせ、教員互助会の設立は会員の不幸、災難に遭遇せるもの、又は退会者に対して救済、慰藉の実を挙る目的にて其の資金として、会員は毎月俸給の百分の一を醸出し、学齡児童保護会は明治四十三年來、貧困児童救済と就学、出席奨励の目的を以て創設されたが、大正十四年八月に至り市設として、同一目的の下に佐賀市学齡児童就学奨励金給与規程の実施を見たので、同月限り之を廢し、学齡児童保護会の基本金は之を市の同事業費に寄附した。

本会の会頭は市長を以てする事とし、副会頭には佐賀市高等小学校長を選任するを以て、創立以來殆ど慣例としてゐたが、近時、前佐賀中学校長千住武次郎を以て会頭となした。

第七編 兵 事

第一章 肥前武士

第一節 龍造寺氏と鍋島氏